

令和6年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和6年12月3日（火曜日）午前9時02分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
11番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民子ども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 大熊隆之君
建設部長 鳥居靖久君	上下水道部長 齋藤啓一君
消防長 山本秀幸君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀龍二君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場において、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定

しました。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

職員の交通事故に関する御報告でございます。

昨日、12月2日、午後10時半頃、本町の職員が自家用車にて仕事から帰宅途中、幸田町深溝地内において人身事故を起こしました。

歩行者男性は病院へ運ばれましたが、約1時間後に死亡が確認されました。

なお、当該職員は、環境経済部の春日井幸弘産業振興課長でございます。運転していた本人にはけがはありませんでした。

詳細につきましては、現在、警察にて調査中とのことではありますが、取り急ぎ御報告をさせていただきます。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員は、16人であります。

定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時02分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14人であります。

一般質問使用パネル一覧は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 田境 毅君及び8番 石原 昇君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内といたします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

初めに、13番、笹野康男君の質問を許します。

13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきまして、さきに通告してあります令和7年度予算編成及び今

後の政策について、順次質問をしてみたいと思います。

今年、幸田町町村合併70周年を迎え、10月19日に行われた記念式典は、心に残るすばらしいものでありました。ありがとうございます。合併70周年事業も、最終段階になってきました。関係者の皆さん、もう少し頑張ってくださいと思います。大変な御苦勞に対し、感謝を申し上げたいと思います。

今年、幸田町合併70周年を迎え、10月にすばらしいものがあったということで、ここからは本題に入りたいと思います。

本町の当初予算であります。ここ数年、一般会計で200億円を超える大型予算が続いております。皆さんも御存じのとおりであります。これは新型コロナワクチン接種と物価高騰対応の重点支援等々によって、予算増もあったかと思えます。ただ、200億円を超える大型予算が組めるというのは、一方で、30億円を超えるふるさと納税があったことが大きな要因ではなかったでしょうか。だが、ここへきて財政調整基金等の基金残高の減少とふるさと納税の減少を考え、財政が厳しい中、来年度予算編成で町民要望や大型主要事業が成り立っていくのか、心配をするのは私だけでしょうか。

令和6年度で合併70周年事業も終わり、これからは大型事業が山積していると思います。財政厳しい中どう対応実施されていくのか、期待をし、また心配をしている一人であります。しかし、これからは事業の選択や事業の優先を決めて進めていくべきだと考えます。また、各種団体への補助金や交付金等の見直しも考えるときが来たのではないのでしょうか。

そこで、さきに通告してあります、令和7年度予算編成及び今後の政策についてお伺いをしてまいりたいと思います。

町長から、10月15日に各部課長に方針が出され、10項目を重点配分として示されました。そこで、幾つかの点について、どのように予算組みをして、実行実施されるかを伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、基金とふるさと寄附金についてお伺いをしてまいります。

現在の基金残高は主なもので、財政調整基金15億7,000万円、教育基金4億9,000万円、都市施設整備基金2億2,000万円、これでよろしかったでしょうか。

本年度の予算を組むときは、5年度末で一般会計の基金残高は合計で36億9,000万円でありました。現在の残高は、約24億円だと思います。来年度の予算を組むときに、基金の残高はどのようになっているか、予定をそれぞれ基金別にお伺いをいたします。あえて言うておきますけれども、6年度の当初予算における財政調整基金の繰入は12億円でありました。毎年約30億円程度の財政調整基金がないと心配だと言うておられたのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在の一般会計基金の残高は、財政調整基金15億7,000万円、教育施設整備基金4億9,000万円、都市施設整備基金2億2,000万円、その他基金7,000万円、合計23億5,000万円であります。本定例会に提案しております一般会計補正予算（第4号）におきまして、町民税の追加及びその他の理由による基金残高の増減を見込んでおり、それを踏まえすと、財政調整基金17億3,000

0万円、教育施設整備基金4億9,000万円、都市施設整備基金2億2,000万円、その他基金6,000万円、合計25億円となる見込みであります。

なお、今年度末の基金残高の見込みであります。例年であれば、3月の補正予算において歳出不用額の整理を行うことにより、一定額を財政調整基金に戻すこととなりますので、その分は増加することとなります。今年度におきましても同様に、一定の不用額の発生が見込まれるところであります。そのほかあらゆる要因により増加することも減少することも起こり得ますので、現時点で具体的に見込むことは困難でございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） そうしますと、不用額の3月度で、要するに調整で財調が増えるかもしれないと、こういう話であります。それと、今回の12月の定例会に補正予算が上げられておりますけれども、それが大体町税で1億6,000万円だと、そして17億3,000万円になると、財政基金がと、こういう話であります。ただ、7年度の当初予算を組むときは、基金全部で25億円程度だと、こういうふうに理解をするわけですが、そうしたときに問題は、今から読みますけれども、ふるさと納税に絡めての話だろうなど。また、ふるさと納税次第では、基金残が心配になるという考え方は間違っていないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在集計できている4月から9月までにつきまして、前年度と比較し、見込額としております。ただし、前年度の令和5年度には、10月に大幅な制度改正があった関係上、9月に駆け込みの寄附が発生したため、令和5年度9月の数字は参考にできませんので、9月につきましては一昨年前の令和4年度の数字を採用をしますと、4月から9月までの合計は7億9,667万円であり、今年度の約6億4,602万円と比較しますと、今年度は約8割の81.1%となります。単純にその数字で計算いたしますと、昨年度の決算額30億3,288万円の81.1%で24億5,967万円となり、今年度は約25億円と見込んでおります。5億円の寄附金額が減少した場合には、歳出予算額の2億5,000万円を補填するため、その分財政調整基金を取り崩す必要が生じることとなります。1年で一番寄附が集まる12月の寄附金額の状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに寄附金次第ではと、こういう話でありますけれども、特に今まで5年間でも大体寄附は163億円ぐらい集まっております。平均で毎年30億円を超えると、こういう形で進められて寄附金がありました。その中で、やはり、あと4か月で大体80%ぐらい、去年の80%ぐらいは多分寄附金があるだろうと、こういうことを答弁されましたけれども、実際問題が80%、この12月が一番の毎年ピークになるわけでありまして、それが大きく変動した場合には、先ほど来申された5億円、30億円の予算から25億円になると、予想で、そうすると5億円が違うと。だから、真水で要するに2億5,000万がマイナスになると。しかも、12月の寄附金次第では、もう少し下がってくる。大きく言えば、今年の3月末で寄附金が20億円程度になってしまうんじゃないのかなという危惧は私は非常にしておるわけでありまして。

そうしたときには、要するに10億が減るわけでありまして。そうしますと、2億5,000万だけじゃなくて5億減ってくると、財政調整基金が、こういうことになってくると思われまして。それを非常に心配をしておるわけでありまして。そうしたときに、財政基金が減ると、去年組むときは24億円以上あった基金でありますけれども、それが実際問題が15億円以下になる可能性がある、財政調整基金が。下手をすれば12億だという感じもするわけでありまして。そうしたときには予算を組むときに、果たしてこれから大きな事業がいろいろあります。そういう中でどういう形でやっていかれるのか。もう基金次第という話にもつながってくるわけでありまして。そうしたときに部長のお考えとして、最低限は来年度の予算をまた組むときにも、ほいじゃあ、20億にするのか25億にするのかという話になると非常に予算が組みづらい、こういう話になろうかと思うんですけども、そこらの点の考え方はどうでしょうか、教えていただきたい。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 議員が言われましたとおり、ふるさと納税が来年度幾らぐらいになるのか想定もなかなか難しいところでありまして。今年度におきましては、現在、まだ例年とを比べると8割程度という状況であります。実際には、ほぼ12月の実績が一番寄附金額等も大きい状況となっておりますので、金額につきましては、この12月を見ながら、来年度の予算についても調整をしまいたいと思っております。ただ、今年度につきましても、6年度予算の中で30億組んでおりますのが下振れするということであれば、その分の財政調整基金を入れていくこととなりますので、そこら辺の兼ね合いも考えながら、来年度の当初予算についても考えていく必要があろうと思っております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かにふるさと納税が減少しておると、財調が減ってきたという中で、どういうふうに組んでいかれるかというのは非常に私自身も心配しておりますし、皆さんも当然心配をされていると思います。よろしくお願いをしたいと、もう少しふるさと納税が来年度はもっと頑張れるような体制をしっかりと取っていただきたいなというふうに思っております。

次であります。都市施設基盤整備についてでありますけれども、まず、幸田町北部地区住宅開発の坂崎地区についてでありますけれども、北部の幸多の杜住宅地ができてもう20年近くたっておると思います。それ以降、開発がされておられません。そのせいか、子どもの数が減り、人口減もなっております。

そこで、区画整理や地区計画で市街化を増やし、住宅地を増やしていく等、お考えをお聞きます。また、現在の状況をいろいろ考えておられると思いますけれども、予算化もしておられますけれども、その状況をお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 幸田町の北部地域、特に坂崎学区につきましては、議員が言われるように、近年小学生をはじめ地域の人口減少が心配されているところでございます。そのような状況を受けて、この地域の活力維持、人口増加等を図るため、現在、建設部局におきまして、幸田北部地区における住宅開発整備構想について検討を進めていると

ころでございます。

都市基盤の整備におきましては、住宅開発を都市計画事業として進める上では、本町の都市計画マスタープランの中で示す基本的な考え方にに基づき、3駅プラスワンの4つの都市核を中心とした市街地拡大を図り、コンパクトな一体的市街地の形成を目指すとともに、市街化調整区域においては、開発の抑制を基本とするものの、地元地域の意向や町内人口のバランス等を勘案しつつ、地区計画などによる計画的な住宅開発を許容していくとしており、当該北部地区についても同様な考え方をしているところでございます。

現在の状況と進み具合についてであります。対象の北部地域は、本町の北の玄関口であるJR相見駅が最寄り駅であり、駅周辺には区画整理事業により新市街地が形成されていることから、今後、駅周辺1キロ圏域の市街化隣接区域におきましては、拡大市街地とする土地利用転換がスムーズな地域であるものと考えております。一方、既存集落の周辺地域におきましては、市街化調整区域として、いたずらに開発を促進することがないように、現行法の中で開発行為の条件等を整備しながら、事業の可能性を探っていくような地域として位置づけられているものと考えております。

現在、当該地域における可住地の候補地となり得る地区の条件整理等を行っており、その中で今後、地元地域の土地利用研究会等の関係者の皆さんとも意見交換を重ね、事業展開の可能性や課題等を一つ一つ整理をしていく予定をしております。

また、次年度以降につきましても、今年度の検討内容等を踏まえ、引き続き新たな市街地形成に向けた地元地域の情勢を高め、具体的な地区選定に向けた検討がより前に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今言われたとおり、市街化にしていくには非常に難しい、区画整理を組み立てるか、地区計画で組み立てるか、こういう話であると思いますが、その中で特に農振地域に関しては非常に規制が厳しいと、こういう中でやっぱり坂崎地区がなかなか住宅地ができてない、幸多の杜だけだと、こういう話だと私は思っています。そういう中で今いろいろ研究をされて徐々に進められておると。また、坂崎地区の土地研究会の中でもいろいろ話が出ているだろうと想定するわけでありまして。そういう中で、やはり、相見駅から1キロ以内ですと簡単に地区計画でできていくということがありますけれども、農振地域の場合は非常に先ほど言いました規制が厳しいという中で、なかなか難しい部分が私は出てくるだろうなど。だから、坂崎地区に対してはどのような形で、本当に規制改革を外しながらどうやっていくかということが非常に難しいんじゃないのかな。また、地権者の意見も当然あるとは思いますが、本当に今後、北部地域においては、相見駅周りはいいです、坂崎地区のほうがどうなっていくのかということが一番心配するわけでありまして、そういう点で再度どういうふうと考えていかれるか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 今、議員が言われましたように、相見駅の近くにつきましては市街化隣接区域ということで、様々なハードルが比較的スムーズな地域かなというふう

に思っておりますが、今地元の土地的に、それから、あとは地元の方の声を聞きながら今整理を1つずつ行っております。この辺のことを踏まえまして、幸田町としての考え方をしっかり持って、それを地元の方に投げながら、キャッチボールをしながら最終的には決めていきたいなというふうに思っておりますが、地域的には本当に素晴らしい地域、北部地域だと思っておりますので、しっかり町が主導して考えてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） よろしく願いをしたいと思っております。

もう1点は、三ヶ根駅周辺の新たな土地利用構想についてであります。

東西駅周辺の整備も、ここへ来て予算化をされて進んでいくと思っております。だがしかし、今後、駅の利用客を増やすことを考えたとき、企業誘致や住宅地の確保が必須だと思っております。これからの土地利用構想の中身をお伺いをいたします。特に、海谷地区における農業用地の耕作放棄地に対してどう考えていかれるかをお伺いをいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 三ヶ根南部（海谷地区）における農業用地の耕作放棄地に対し、農村集落の高齢化及び農業後継者不足から何らかの土地利用転換を含めた検討が必要であると認識のもと、農業的土地利用から都市的土地利用への転換を含めた開発構想としてスーパーシティ構想を掲げ、特別区域設定による土地利用規制に対する抜本的な規制改革を国に求めておりますが、その採択には至っていない状況でございます。

こうした中、スーパーシティ構想のフォローアップとして、令和4年12月22日締結いたしました包括連携協定に基づき、ライフライン系企業を根幹にした官民連携による開発の可能性を町内外企業との企業間連携及び蒲郡市との広域連携を行いながら、開発の壁となっている様々な規制を突破するための手法を探っているところでございます。

また、新たに取り組む土地利用構想においては、財政出動の抑制をいかにするかがかぎとなるため、民間投資のためのフィールドを用意し、住民合意形成や規制手続支援を行い、PFI、PPPのような事業手法で三ヶ根駅南部、海谷地区等のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 本当に海谷地区、北のほうの坂崎地区も申しあげましたけれども、南部の海谷地区もそういう関係でなかなか住宅地ができない、人が増えていかない、こういう心配をしておるわけでありまして。そうしたときに、大きな構想でありましたスーパーシティ構想が出されて、それが何とかうまく採択されてうまくいくといいなど、こういう地元の人もみんな思っておられたと思うんですけれども、なかなかそう簡単にはいかないということであるならば、やはり民間の力を借りて、やっぱりPPPぐらいで、PFIも含めてですけれども、そういうことを頭に入れながら規制改革を進めていく。規制が厳しい中でありましてけれども、そういうことを考えながら民間手法で開発をしていくということが重要ではないでしょうか。そこらの点を再度しっかり頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に、子育て支援と教育支援についてであります。

小学校体育館のエアコン整備の件であります。

中学校3校の体育館は今年度終わりますが、小学校体育館の整備はこれからであります。今年の夏の暑さは異常なほどでありました。皆さんも御存じのとおりであります。暑さ指数31を超えて、運動場でも体育館でも体育授業ができなかった状態と聞いております。今、世界中が気候変動や異常気象で、来年度以降も非常に暑い夏が続くと思えます。また、そこで地震や大雨がいつ来るか分かりません。大きな災害がやってくるかもしれません。そこで、住民の避難場所となる体育館のエアコン設置は、住民の命を守るために絶対必要であります。財政は厳しい中ではありますけれども、小学校6校同時に予算計上すべきと考えますが、どうでしょうか。一括予算計上することで、住民、保護者の方は心配がなくなるのではないのでしょうか。万が一、1年間でできなければ、債務負担も考え、繰越も考えてはよいのではないのでしょうか。6校一緒に予算化される、担保されることが安心できるのです。お考えをお聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 三ヶ根南部（海谷地区）につきましては、スーパーシティ構想のほうが採択はされませんでした。引き続き民間手法について、PFIであったり、規制にどのように対応していくか、そういったところも含めて検討を引き続き進めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在、3校の中学校体育館で空調設備を整備しておりまして、総額で約2億900万円となります。1校当たりになりますと約7,000万円の費用がかかっております。今後、小学校の体育館を整備していくこととなりますけれども、6校ではその倍の費用が見込まれ高額となりますので、関係部局と協議し、財政負担を鑑み、実施計画書に基づきまして3校ずつの整備を計画をしておるところであります。令和6年度につきましては、3校の実施設計を発注をしております。令和7年度につきましては、3校の整備工事と残りの3校の実施設計、また令和8年度においては、残りの3校の整備工事を考えております。また、今後、国の体育館空調の補助金、このメニューを注視しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今3校だと、来年度予算は3校しか組まないよと。もうあと3校は実施設計だよと、こういう話でありました。

国自体も、正直言って今の臨時国会の中で、補正予算が14兆ぐらいの補正予算を組まれて、その中に国民の安心安全につける予算が要するに2,037億円ぐらいですか、予算がつけられたということで、それは通るだろうと。それは空調の関係、各小学校、中学校の体育館の空調の補正予算だと、こういう話でありますけれども、そういうことを考えたときには、やはり、まず予算を全部6校積んどいて、そして補正予算が出てきて、来年度もそうですけれども、当然、安心安全のためには、そういうことは当然国も考える。自治体も当然考えていかにやいかんというふうに思うわけでありましたので、そこらの点を考えてときには、やっぱり6校は一緒に予算を計上すべきだと私は思っています。あえて聞きますけれども、3校はどこの学校でやっていくんですか。それだけお

聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） さきの3校につきましては、坂崎、豊坂、深溝、この3校でございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） ほかの地域の中央、幸田小学校、荻谷小学校の父兄の方、町民の方も含めてですけれども、非常に本当にやってくれるだろうねというのが一番の思いになるだろうかと想定するわけです。そうしたときにやっぱり安心を持たせるためには、予算を6校組んだよと、だから必ずやっていくんだよと担保できるわけです。だから、債務負担行為でもいいです。そういうことも踏まえて真剣に考えて、国民の安心安全を守るためには、いつ災害が起きるか分かりませんので、そこらの点を考えたときにはやっぱり6校一緒に組むべきだと私は思いますけれども、再度お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 今回の体育館空調につきましては、今年12月に国のほうから補助金のメニューも出てくるかと思えます。そのメニューの中に、現在設計をしているもの、これから設計するものに合致をするかどうかを見極めて、補正予算で対応できるものがあるかというのを注視しながら、関係部局と折衝しながら注視をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 頑張ってもらいしかありませんので、頑張ってくださいたいと、補正予算を勝ち取っていただきたいというふうに思っております。

次に、児童館の件であります。坂崎学区の児童館の整備では、本年度実施計画の予定であったわけですが、それが1年遅らせて来年度になると、7年度だと、建設は8年度だと、こういう流れでいこうかと想定するわけですが、そこらの点も答弁をいただきたいというふうに思います。また、幸田学区の児童館はいつ頃になってくるのかということも踏まえて御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 坂崎学区、新児童館につきましては、国の補助金を活用いたしまして豊坂ほっと館と同じように、子どもを中心に多世代が交流できる施設としていこう今考えておるところでございます。順調に予算や国の補助金がつきましたら、実施設計、工事及び開館準備などで約2年と3か月ほど見込んでおりました、令和9年6月末の完成を目指しておるところでございます。幸田学区につきましては、これから幸田学区土地利用研究会が立ち上がる予定でございます、そこで御意見をお聞きしながら、幸田学区のまちづくり構想を作成する中で計画等を検討していく予定であり、完成時期につきましては現状は未定でございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに補助金を頂いてやってくのが一番考え方としてはいいのかなという感じがしますが、その補助金次第ではまだ延びていくと、こういうことも考えられるわけでありまして、そうしますと坂崎学区の方は本当にいつできるの

かなど、こういう心配をされますので、補助金獲得に頑張ってくださいなというふうに思っております。

それと、幸田学区につきましては、やはり坂崎学区がしっかりできてから、次は幸田学区だと、こういう流れだろうと思いますので、そこも含めて予算的なこと、補助金絡みのことも含めて頑張ってくださいなというふうに思っております。

次に、本町の人口は、12月1日現在で4万2,060人でしたか、ここ数年、人口減少が続いております。安定的に人口を増やすためには、社会増も大事でありますけれども、自然増、出産増を増やしていくことが絶対必要だと思います。そこで、本町の現在の出生率はどのぐらいでしょうか。過去に1.76と聞いておりましたが、その後はどうでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 児童館の補助金でございますけれども、また新たな交付金が出るということでございますので、そちらのほうも内容を精査させていただきます、獲得に向けて頑張ってもらいたいと思います。

続いて、出生率の件でございます。本町の合計特殊出生率は、平成30年から令和4年が1.61で、前回、平成25年から平成29年度の議員が申されました1.76より0.15ポイント減少している状況でございます。

なお、国の平均は1.33、愛知県は1.34でありまして、すみません、1.44です、ね、国・県に比べれば高い状況にあるということでございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かにそのとおりだと思いますけれども、やはり、私は幸田町の人口が増えていく、その施策をどうするかと、こういうことが一番大事なかなというふうに思います。本町の子育ての政策については、幼児教育・保育の無償化、3歳未満児の十分な受入れ、放課後児童クラブの充実、高校生まで子どもの医療費の助成が、子育て支援は十分なほど施策は講じられていると思います。今後、出生率の向上のためには、他県でも2を超えるぐらいの県もあるわけですし、市町もあるわけでありまして、どうしたら子どもの出生率が上がるのか、子どもを産んでいただけるのかという施策が何かありましたら、お伺いをいたします。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 日本の少子化の原因といたしましては、未婚化や晩婚化の進展、育児に対する経済的負担の大きさ、育児や家事に対する女性の負担の大きさ、こういった点が挙げられると認識しております。これらに対する施策につきましては、経済的支援の強化、子育て保育制度の拡充、働き方改革の推進、地域の実情に即した取組の強化などが考えられます。

現在、本町では、実施している施策といたしまして、議員が述べられました施策のほか、産後ケアなどの母子や子育てに係る相談支援、また町独自の健やかお祝い金などがございます。また、こども課所管の事業といたしましては、今年10月分から児童手当が国の方針で拡充されました。また、子育て支援センターでの各種子育て講座やイベント、ファミリーサポート事業、家事サポート事業も大切な施策であると考えております。

また、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへ包括的な支援を切れ目なく漏れなく提供するため、令和8年4月開設予定のこども家庭センターの整備も安心して子どもを産み育てていただくための重要な施策であると考えております。

本年3月に実施いたしました子ども・子育てに関するニーズ調査におきまして、幸田町の子育て支援策で取り組む必要性が高い施策の問いに対しまして、子育てに伴う経済的支援の充実の要望が最も高くなってまいりました。出生率向上で成果を上げている先進自治体の施策を研究しながら、子育て世帯への経済的支援等を検討いたしまして、子どもを産み育てやすいまちづくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 子どもを産み育てやすいまちづくり、これに尽きるかなというふうに思っていますので、頑張ってくださいなというふうに思います。

次に、医療・健康・福祉・介護の整備体制についてであります。

令和6年2月8日の協議会で示された大草広野地区福祉施策の進行状況をお伺いいたします。

一番問題になるのが、まだ土地はクリンスイ、それと田中組から土地建物は買ったんですけれども、それ以降進んでない、整備も進んでないと、こういう中で本当に高齢者生きがいセンターの移転が、要するに順調よく8年度末までに遂行できるかどうか、その確認をまずしておきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃるとおり、高齢者生きがいセンターの移転につきましては、令和6年度改修工事の計画を当初しておりましたが、それができずにいるところは事実でございます。大草広野地区の福祉施策につきましては、今後は、今現在のところですのでけれども、高齢者生きがいセンターのまずは移転のための購入した土地の既存施設、建物の施設改修工事、それから移転後の現在の高齢者生きがいセンター施設等の原形復旧などにつきまして、令和7年度、令和8年度の事業計画として考えているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 横落の借地の関連もありますので、間違いなく進めていってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

私が一番心配をしておりますのは、長嶺北部地区福祉医療ゾーンの開発であります。こちらのほうが、土地は買ったと、1億9,000万ぐらいで買われたと。そして、その後が全く進んでない、そういう状態であると思います。そういう中で、これも2月の8日に協議会の中でいろいろ予定が示されました。10年度には終わるだろうと、大体できていこうと想定をしておりましたけれども、今の状況を見ると非常に難しい状況かなと。来年度、農振除外もせないかん、町道も造らないかん、開発許可も取らないかん、そして、事業者の確定もしていかないかん、という話が非常に難しい部分が山ほどあるわけでありまして、そこらの点を踏まえたときに、どういう形であんばいよくやっっていけるのかと非常に心配するわけでありまして。重度の障害者の愛厚の関係でも、契約等々は結んで、もうやって、ここへ、長嶺のところへ来るよという話は協定

で結ばれていると。それと、老健の介護施設もなかなか決まっていなくて。こういう中でどうされていくのか、本当にあの地区は、土地は買ったけれども、ほいじゃあ進むのかと、こういう話でありますけれども、そこらの点を分かる範囲で結構ですので、お教え願いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃいますとおり、私が福祉課長のときから進めてきてまいりました事業が、議会へスムーズな進捗を説明できないのは、私の力不足というふうに考えております。今年度につきましては御存じのとおり、昨年度の造成に関する実施設計業務を繰り越しております。開発許可申請などにおきましては、愛知県関係部局と協議を行っているところでございます。この状況から、議員がおっしゃいましたように、応募者がなかった。介護老人保健施設の再公募につきましては、要件の見直しや公募の時期などにつきましてはもう未定の状況でございます。一方、障害者支援施設につきましては、この実施設計の遅れなどの状況につきましてお伝えをしているところでございまして、現在も協議を継続しているところでございます。長嶺北部地区福祉医療ゾーンの開発構想につきましても、これまで同様、適時議会のほうに報告していかなければならないと考えております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 頑張ってくださいと思います。それ以上は言いません。

次に、新産業の立地支援でありますけれども、須美の前山工業団地が順調に整備をされてきております。その中で企業庁との進出する企業との売買契約も済んだとかも聞いておりますけれども、何社で会社名が分かれば教えてください。そして企業の建設、そしていつ開業か、分かる範囲でお教え願いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 企業庁からは、工業用地購入決定企業に対して審査結果の通知案内がされ、その通知案内を受けた企業は、12月までに土地売買契約を締結することとなっております。

現在、公表の承諾をいただいている企業は、約1.3ヘクタールのC宅盤につきましては株式会社鈴木化学工業所、約0.7ヘクタールのD宅盤につきましては株式会社東端運輸となります。そのほか2.3ヘクタールのA宅盤、4.4ヘクタールのB宅盤につきましては、いまだ企業庁から公表されていないこと、企業庁からは購入された企業が公表してよいと返事が来るまでは公表不可とされております。

企業の工場建設につきましては、企業庁の分譲案内によりますと、分譲地の引渡し令和8年11月頃となっておりますので、引渡手続が完了した後に建設工事に着手がされると思われます。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） といいますのは、大体8年度の終わり頃、9年度初めに建設が進められていかれると、こういう話であると思います。早く工場が建って、税収が増えてくれるといいなと願う1人であります。頑張ってくださいと、頑張るのは企業庁でありますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

次に、長嶺北部地区の工業団地でありますけれども、進捗状況とこれからの予定をお聞きをしたいなというふうに思っております。確かにこれも企業庁で開発をしていただくと、こういう話を聞いておりますけれども、まだ地元の調整も十分できてないと、こういう話も聞いております。どういう形で進められていくのか、いつ頃企業庁に買収をしていただけるのかという話までお伺いできればと、こういうふうに思っております。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 長嶺北部工業団地につきましては、企業庁による開発を視野に入れ、昨年度に引き続き、開発予定地内の廃棄物の埋設及び土壌地下水汚染調査を実施するとともに、県道美合幸田線改良工事に向けた道路の予備設計等の業務を株式会社オオバ名古屋支店に委託して進めているところでございます。

町が実施する事務といたしましては、地権者全員の開発同意を取り付ける必要がございます。現状は、相続の関係で1件同意が得られていない状況ではございますが、あらゆる手段を講じて解決に向けて努めているところでございます。

今後は、地権者全員の開発同意が得られましたら、企業庁におきまして第1回の開発審査会が開かれ、長嶺地区が開発検討地区として公表され、企業庁による開発に向けた事務がスタートすることとなります。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） そうしますと、大体何年ぐらいかかっちゃうのかなというふうに思いますけど、そこはエアウィーヴの建設予定地だということの話も聞いておりますけれども、どういう形になるか。時間が遅れれば遅れるほど難しい状況になってくるんじゃないのかなと想定するわけですがけれども、頑張ってくださいたいなと、こういうふうに思います。

最後の質問になりますけれども、まず総合体育館、郷土博物館の件であります。

初めに、郷土博物館は本年度基本計画の作成が進められているようであります。20億から30億という大型建設費用がかかり、心配になると思います。近年の財政の厳しい中で、実際に建設が可能でしょうか。数年間遅らせてもいいではないでしょうか。その考えをお伺いをいたします。

○13番（笹野康男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 長嶺北部工業団地につきましては、引き続き地権者の皆さんと協力いたしまして開発合意を取り付け、少しでも早く開発が進むように努力してまいりたいと思います。

○13番（笹野康男君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 新郷土博物館の建設につきましては、令和5年度に基本構想を策定し、令和6年度は基本計画の策定を進めているところでございます。議員御指摘のとおり、大型建設費用が見込まれることから、今後財政計画を立てた上で建設のスケジュールを再構築することが必要であるというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） それはそれとして、財政の関係でどうなっていくかなと心配する1人であります。

次に、総合体育館であります。

今から私の考え、提案であります。幸田町は3駅プラスワンの4つの都市核形成がされ、これを中心に各地域の特性を生かし、住民が快適に暮らすための都市施設を適正に配置すると総合計画にうたっております。

○議長（藤江 徹君） すみません、質問者をお願いします。発言の残りの時間が2分ですので、よろしくお願ひしたい。

○13番（笹野康男君） まだ2分あります、はい。そこで、私は深溝運動場の隣に総合体育館の建設を考えたかどうかと思うわけでありまして。運動場の近くに所有地が4丁歩から5丁歩ぐらいあります。そして、運動場の周りの平地の部分の農地を購入し、10丁歩とか15丁歩の運動場といいますか、岡崎のスポーツ施設であります中総のスポーツ施設みたいな感じをつくる。三ヶ根駅を中心に考えたときに、郷土資料館は北部、総合体育館は南部、そういう3駅プラス2の考え方はどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 御提案ありがとうございます。現在、総合体育館につきましては地方自治研究機構に委託して、幸田町に期待されるスポーツ施設の検討に向けた基礎調査を進めております。今後、体育館の建設場所につきましては、議員からの提案も含めまして体育館の建設検討委員会を立ち上げ研究してまいります。

また、3駅プラス2の構想につきましては、南のスポーツ施設ができますと深溝地区の発展には大変有意義なものになると思っておりますが、様々な条件また事案、こういったものを整理した上で総合的な判断をしていくということで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 最後になりますけれども、鷺田公民館の移設建設の予定はいつ頃になるかと、これで私の質問は終わるわけでありましてけれども、町民の幸せと町民の安心安全、町民の福祉増進のために町長のリーダーシップの下、職員が一丸となつていただくことをお願ひし、私の一般質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 鷺田公民館につきましては、令和7年度に幸田学区の土地利用研究会を立ち上げる予定でありますので、その中で多世代の交流、こういった機能も備えまして複合施設ということで考えていきたいというふうに思ひます。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 笹野議員には総合的に安全安心、また福祉の観点からいろんな御提言をありがとうございます。様々な場面で私もいろんな提案、特に今まで、例えば郷土博物館なんか郷土資料館があつたままで、いろんな御意見がある中でも基本構想まで考えるという時間を歴代の町長さんもやらなかつたかやつたか分からないですけども、自分としてはとにかく幸田町の4万人規模の町が歴史を持つということにおいて、資料館だけでは駄目だなということで地元の専門家の方々に発想していただきましたので、これはこれで様々な形でいろんな福祉施設も確かに誘致という観念があるので、どうし

ても町だけの考え方では誘致に至らないということがとても多い、そういった意味でできる年次が、公共道路でもそうです、50年たってからとかありますけれども、いろんな形でとにかく種を蒔いて実を結ぶまで時間がかかるけれども、ある程度議会の中で御納得いただくような形で優先順位を決めて進めていくと、これに関しては間違いありません。

今のお話で安全安心で急ぐという意味で、幸田町の基金残高のことも言っていましたけど、幸田町はリーマン・ショックのときに大変な収入難に陥りました。この20年間いろんなことが起きました。リーマン・ショックが終わった後にすぐ相見駅という30数億にわたる巨大駅を造るために、歴代の町長さんが大変苦勞されてやっとできた。その後、安定したかなと思ったら法人税、法人税の私どもの貴重な財源であります法人税収入の税率を半分近く半減させられたということで、幸田町は製造業の町なので、法人税収入でかなり財政の安定化を図っていたのが、12%から6%のような形で減ってしまったという中で、今回私が着任してコロナであります。コロナの時期を皆さん方がどう歴史的認識するか分かりませんが、財政を出動するぐらいの100年に一度の緊急事態であったということだけは共通認識としてあるのではないのでしょうか。国の費用をたくさん頂きながら財政を出動してきたということにおいて、財政調整基金の貯金残高がふるさと納税も活用しながらきておりますが、なかなか思うような30億ぐらいあったほうがいいなという理想論には至りません。ただ歴史的に見ても、起債をしながら、臨時財政対策債だとか、それから減収補てん債のような、国が一気に収入が減っちゃったら町はやっていけないだろうからといってお金を貸してくれて、それをもってそれを財政調整基金に入れた、貯金に入れたという経過もあります。本当に私どもは、ふるさと納税というものが本当に様々な形で貢献していただいたこと、これは間違いありません。土地がかなり買えた、そして暑さ対策ができた、子育て対策、そしてまたいろいろな事業展開がちょっとでも進むようになったというのが皆さん方の共通認識ではないのでしょうか。

最後に、体育館のエアコンについて3つずつやっていきたいなという教育部長のお話でありますけれども、今、国が閣議決定した段階では、公立学校は空調設備、エアコン設備については2,000有余の予算がついておると、ここまで私も知っております。私どもの町は、実は今まで中学校でつくってるこの3つのやつは、経済産業省におけるプロパン関係で補助金をもらってやっています。今度、文部科学省が違う補助金をつけてくると、文部科学省のエアコン整備のほうが精度が高いといいますが、体育館の空調設備に対する充実的な設備費用の補助金がついてくるので、私としては何とか全部やりたいと思いますけれども、まずは経済産業省のプロパン関係でやってる補助金と、今度文部科学省が多分つけるだろう、ちょっと内容が充実した補助金を見極めながら、かつ2分の1以上は絶対補助金がつかないと思うので、そのあとの持ち出しの半分を何とか起債だとか、いろんな普通交付税をもらってません町ですけれども、どこかの形で補填していただくような形なんですけれども、103万円の壁ということがどういう結果になるかによって、幸田町の税収は億単位で減ると思われれます。間違いなくそれを補填していただけると国から要望はしておりますので、それがどういう形で入ってくるか分から

ないので、すみません、その辺の収入の度合いを見て、しっかりと安全安心の一番大事な部分だと思うので、空調化に対しては慎重に取り合いつつ、かつ大胆に予算編成ができないかなということで進めておりますので、よろしくお願いします。

○13番（笹野康男君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（藤江 徹君） 13番、笹野康男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、岩本知帆君の質問を許します。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

1つ目の夏の暑さ対策についてです。

この数年、命を脅かす暑さが続いております。そこで、猛暑時の暑さ対策について伺います。

地球温暖化の影響により、今年は暑い日が6月から9月まで続きました。夜間も気温の下がり方は少なく、猛暑が数か月継続することにより、熱中症や脱水症状などリスクが増加します。熱中症は、体温が異常に上昇することによって引き起こされる健康問題であり、重症化すると後遺症が残る場合や死亡するリスクがあります。

全国の熱中症による搬送患者数は年々増加の一途をたどり、特に2023年の夏は、過去最多を記録しました。愛知県消防保安課から発表された県内の熱中症による搬送者数は、令和4年度4,333人、令和5年度5,422人、令和6年度は10月までで6,414人でした。そこで、お聞きします。この数年の幸田町における熱中症による搬送人数の推移を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 幸田町における熱中症の救急搬送は、令和4年32人、令和5年38人、今年、令和6年は45人でありました。愛知県の統計と同様に、幸田町においても年々増加傾向にあります。

また、本町において、今年の7月は熱中症以外の救急搬送も例年になく多かったことから、三河湾ネットワークの協力をいただき熱中症予防についての特別番組を急遽企画し、熱中症の注意喚起として、7月29日から1週間放送させていただきました。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 幸田町内においても年々増加していることが分かりました。

次に、町主催イベント中における熱中症発生について御相談はありますでしょうか。

初めに、土木課の河川愛護活動としての各区が実施しております草刈りについてはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 建設部が所管をしております河川愛護活動につきましては、桜坂区を除く町内全22区において、毎年5月から10月頃にかけて、各行政区ごとに活動をしていただいている状況でございます。

活動中に万が一事故やけが等が発生した場合には、直接の所管課であります土木課まで報告をしていただくよう事前をお願いをしてあるところでございますが、これまでに具体的な熱中症に関する御相談や事故報告等はございません。

以上でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 次に、クリーン運動や資源回収などの活動においてはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 環境経済部が所管をしておりますクリーン運動及び資源回収における熱中症の発生状況につきましては、行政区及び資源回収の実施団体から報告は受けていない状況であります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 町主催のイベントにて、熱中症と診断された事例はないことが分かりました。暑い時期のイベントでは、熱中症対策をしっかりと実施いただいている成果だと思います。引き続き、熱中症対策をよろしくお願いします。

次に、活動する時期や熱中症を予防するための対策について、区や子ども会などの各団体から、実施時期の変更や実施方法など御相談や御要望はありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） まず河川愛護活動につきましては、各区より熱中症の対策に関する御相談等におきましても、特には伺っていない状況ではございます。

本町におきまして実施しておりますこの河川愛護活動に係る本年度の熱中症への対策といたしましては、活動時に草刈り機使用1台につき1,000円の補助金を支払う。2つ目といたしまして、草刈り機等の購入費を補助する。3つ目といたしまして、堤防天端のアスファルト舗装工事を実施するといった施策を展開することにより、草刈り作業の時間短縮、それから参加者負担の軽減等を図っているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 熱中症対策等に関する御相談ではありますが、クリーン運動につきましては、一部の区長様から暑い時期を避けるよう時期の変更を要望されておりますので、開催回数または時期についての検討を進めていく予定であります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 河川愛護では、草刈り作業の時間短縮、参加者負担の軽減等を図っていただいていることが分かりました。ありがとうございます。

クリーン運動には、お子様から高齢の方まで幅広い年代の方が参加いただいております。熱中症になりやすい方もおられます。各地区で様々なイベントが行われますが、安全に活動できる時期での開催ができるよう調整をお願いします。

次に、地域の奉仕活動において、熱中症で倒れけがをしたが、加入保険の保障内容が熱中症が含まれていなかったため、けがの補償ができなかったとお聞きしました。6月以降、高温となる日があり、草刈りなどの熱中症が発生するリスクがあります。町として、けがだけではなく熱中症にも対応できる保険の対象拡大はできないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） これも、まず河川愛護活動につきまして御説明をさせていただきます。

草刈り作業を実施する時期が、議員が言われるように、近年、暑さが非常に厳しく熱中症の心配が特に高くなってきております。これまで町において加入をしておりました保険では、熱中症は補償の対象外となっておりますが、次年度より熱中症も補償の対象となるようにしながら、あわせて各種補償内容も充実させるように保険の契約内容の見直しを行って、あわせて事務次年度への予算へも反映していきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） クリーン運動に際しましては、加入している傷害保険などにつきまして熱中症を対象とするなど、内容の見直しを行う予定としております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。住民の皆様が安全に作業できる環境を整えることは重要です。熱中症対策が万全であっても、活動される方の体調によっては熱中症を発症する危険性もあります。万が一に備え、けがだけではなく熱中症も含めた補償をぜひお願いします。

次に、小中学校での高温時の対応についてお聞きします。

現在、中学校体育館の空調工事が進んでおり、次年度は猛暑時期も安心して体育館での活動が行えるかと思えます。しかし、小学校体育館の空調は未整備のため、次年度も本年同様、6月から夏休みが明けた9月以降も高温の日が続く可能性があります。現状と次年度に向けての対策について教えてください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 幸田町教育委員会におきましては、令和4年3月に文部科学省のガイドライン作成の手引きに基づきまして、学校における熱中症対策ガイドラインを作成し、令和6年4月30日の文部科学省からの通知を受け、改定をいたしました。各学校では、このガイドラインに基づいて熱中症対策を講じて、猛暑時でも子どもたちが熱中症にならないように注意しながら教育活動を進めているところであります。気温が高いと予想される場合につきましては、熱中症指数のWBGTを計測し、例えば体育館の授業では、日陰での活動や運動時間を短くしたり、水分補給を小まめにとったりするほか、希望する小中学校は、消防署からミストファンやスポットクーラーを借用して活用するなど対応をしておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 現状についてありがとうございます。熱中症指数を測定し、活動場所や時間、冷却装置を使用していることが分かりました。

次に、次年度に向けてはいかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 現在3校の中学校体育館での空調設備の整備は順調に進んでおりまして、1月中に完成する予定になっております。今後、中学校におきましては、暑い時期であっても授業、部活動とも体育館で活動することができるということになります。

小学校につきましては、体育館の空調が整備されるまで、引き続きガイドラインに基づいた熱中症対策を行っていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 3中学校は空調整備が終了し、体育館内では安全に夏の活動ができることが分かりました。さきにも述べさせていただきましたが、熱中症は死亡リスクもあります。特に小学校低学年の発症リスクは大人に比べて高くなりますので、次年度も体育館の空調が未整備で過ごす小学校では、引き続きしっかりとした対策をお願いします。

今年度、幸田町内に指定暑熱避難施設、通称クーリングシェルターに指定された施設がありました。愛知県のホームページには、県内市町村のクーリングシェルター開設状況が分かるページがあります。そこで、お聞きします。幸田町内のクーリングシェルターの開設基準を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） クーリングシェルターではありますが、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に、危険な暑さから避難できる場所として一般開放すべく町が指定する施設であります。本町では、公共施設の4施設と郵便局の3施設を指定しているところであります。

熱中症特別警戒アラートは、愛知県内の11か所ある全ての測定地点において、暑さ指数が35を上回るおそれがある場合に、環境省より前日の午後2時頃に都道府県単位で発表されるものとなっております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 本年度の開放実績はありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 今年度につきましては、愛知県への熱中症特別警戒アラートの発表がありませんでしたので、クーリングシェルターの開放実績はございませんでした。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 暑さ指数が35を上回る日はなく、クーリングシェルターの開放日はなかったことが分かりました。

暑さ指数は、31以上で危険と判断されます。令和6年度における愛知県内の暑さ指数が31以上となった日は、7月、8月を中心に合計44日間に及びました。このような高温の日が続くことで、熱中症のリスクも高まり、実際に多くの救急搬送事例が発生しました。

町内には涼めるクーリングスポットとして御提供いただいている場所があるとお聞きしました。そこでお聞きします。クーリングシェルターの開放はありませんでしたが、暑さ対策として御利用できるクールスポットの利用状況はどのようでしたでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町では、先ほど申し上げましたとおり、クーリングシェルターとして公共施設の4施設、また郵便局の3施設を指定しておるところであります。クーリングシェルターとしての利用実績はございませんでしたが、以前より一定数の方が暑さを避けるために各施設を利用されているという実績がございます。また、郵便局におきましては、従前より涼み処の取組を実施しておりまして、えこたんバスの待ち時間などに利用する住民もおられるというふう聞いておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 住民から現在設定の場所以外にも増やしてほしいなど、クールスポットやクールシェルター設置の要望などはありましたでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） クーリングシェルターの設置に関しまして、これまでに町民や利用者の方からの意見・要望というのはいただいている状況であります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 分かりました。クーリングシェルターやクールスポットはまだまだ住民の方に知られておりません。次年度に向けて、周知方法はどのようにしていく予定でしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） クーリングシェルターにつきましては、今年の4月の改正気候変動法の施行に伴う施策でありまして、町民の皆様にあまり浸透をしていないのが実情であります。次年度以降、ホームページや広報以外にも公式LINE等を活用しました情報発信や、協力していただける民間事業所へ啓発品を配布するなど、周知を図っていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ぜひ多くの皆様を知っていただけるよう周知をお願いします。

世界的に2024年から2025年にかけて、ラニーニャ現象が発生する可能性が高まっていることが指摘されています。日本では、ラニーニャの影響で冬に寒波が発生しやすくなる一方で、夏には逆に猛暑になる可能性があると言われております。また、北極では気温が世界平均の4倍速で上昇しており、日本でも異常気象や極端な暑さが増加する可能性があります。これらの要因から、2025年は日本国内で特に暑い夏になる可能性が高く、猛暑日や熱帯夜が増加することが予測されています。そのため、本年度以上に2025年の暑さについては十分な準備と対策が必要です。

そこで、お聞きします。次年度、スーパーやコンビニなど商業施設にもクーリングシェルターやクールスポットの涼める場所を拡大し、徒歩や自転車で移動される住民や児童生徒が下校時の熱中症対策はできませんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われますとおり、今後の気候変動への適応策の必要性は高まっているものと認識をしております。クーリングシェルターの指定拡大につきましては、来年度から協力をしていただける民間事業所の募集を開始する予定であります。スーパーのような日常生活に密着した商業施設、あるいは既にクールスポットや涼み処などの取組を行っている民間事業所の御協力がいただければ、クーリングシェルターの認知度と利便性が大幅に高まるものと考えております。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 下校時につきましては、水分補給についての指導、下校前の体調確認、ネッククーラーや冷却タオルなどの使用、また中学校においては、体操服での登下校を認めるなどしております。また、こども110番、防犯パトロール、スクールガードなど各小中学校区で保護者や地域の方々に見守りの協力をお願いしております。

通学路付近にクーリングシェルターやクールスポットが拡大された場合につきましては、学校側に情報提供し、児童生徒、保護者に伝えていきたいと考えているところであります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） この数年の夏は、一昔前の夏とは全く変わってしまいました。6月には暑くなり、真夏は命の危険を感じる猛暑日が続きます。徒歩や自転車で移動される住民や児童生徒さんたちが気軽に立ち寄り涼める場所が町内全域に広まるよう、ぜひお願いし、2つ目の質問に移ります。

子どもの権利条例についてお聞きします。

幸田町は、平成23年に子どもの権利に関する条例を制定しました。具体的活動についてお伺いします。

1996年に国連で採択された児童の権利に関する条約を受け、主に子どもの権利を保障し、施策を推進することを目的として子どもの権利に関する条例が各自治体で制定され、幸田町においても平成23年に制定されました。

そこで、お聞きします。まず、愛知県内近隣市町村の制定状況をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 令和6年5月現在でございますが、全国で69自治体、愛知県内では10自治体、近隣市町では豊田市と知立市が制定しております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 54自治体中、10自治体が制定していることが分かりました。

幸田町と同じく条例を制定しております川崎市の調査によりますと、子どもたちの権利条例を知っていると回答した割合は、子どもが11.8%、大人が6.5%、学校施設職員が75.6%という結果が出ています。また、聞いたことがあるが内容がよく分からないと答えた割合は、子どもが33.2%、大人が25.4%、学校や施設職員が19.6%でした。全体として、職員の周知は高いのですが、子どもや大人の認知度は低い状況です。

そこで、お聞きします。幸田町内において、制定した子どもの権利条例について、子

どもたちが学ぶ機会はどのようにしているのでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 毎年、順番に小学校で6年生の児童が、大人が子どもの権利について話し合い理解を深めるため、子どもと大人の合同ワークショップを開催しております。学校によっては、合同ワークショップを開催する前に事前に権利を学ぶ機会を設けていただけたところもございます。また、町内3中学校の生徒と幸田高校生が参加する子ども会議につきましても同様に、子どもの権利について話し合い理解を深める場でございます。加えて、子どもたちが様々な状況下で困ったり悩んだりしたときに気軽に相談できるよう、相談先をコンパクトに掲載した携帯用の子どもの権利等相談先カードを作成しまして、小学生から高校生まで配布しているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 我が子も毎年相談カードを持ち帰ってきます。その都度、子どもの権利について話題にしますが、やはり数年間話し合いを繰り返し話題にすることでどんどん理解が深まっています。

町内の小学校3年生から中学校3年生10人に子どもの権利条例について私が聞いてみたところ、知らない、何かカードをもらう程度の理解でした。そこで、お聞きします。町内における子どもの権利条例の認知度について調べたことはありますか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 昨年度行いました幸田町子ども・子育てに関するアンケート調査、こちらでお聞きしましたところ、子どもの権利条例を知っていると回答した方につきましては、就学前児童の保護者で11.1%、小学生の保護者で11.8%でした。小学生の保護者の認知度は5年前の前回調査とほぼ同水準でありましたが、就学前児童の保護者は前回の7.6%より約4ポイント上昇している状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 保護者の皆さんの約12%が知っているという状況が分かりました。ということは、88%は知らないという現状です。最新の12月の幸田広報には、子ども会議の開催の報告とともに、条例の詳しい詳細が分かりやすく記載がありました。ぜひ多くの住民の皆様に御覧いただきたいと思っております。保護者の皆さんが、幸田町が制定しました子どもの権利条例を知る機会は、お子さんが持ち帰るカード又は6年生の保護者としてワークショップに参加する、広報などがあるかと思えます。ワークショップは毎年1校、6年間で回っておりますので、対象となる保護者は限られております。また、保護者が知らなければお子さんとの話題にもならないかと思えますので、ぜひ保護者の皆さんにも知っていただく機会を設けていただきたいと思います。

次に、ワークショップ、子ども会議選考状況について教えてください。

ワークショップは、本年、来年はどの学校で実施予定でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子どもと大人の合同ワークショップにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、毎年1か所ずつ小学校で実施しまして、6年生全員を対象としております。本年度は坂崎小学校、来年度につきましては幸田小学校で実施

予定であります。子ども会議につきましては、町内の3中学校と幸田高校に参加生徒の選考をお願いしております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ワークショップは6校を順に、子ども会議は、町内中学校と幸田高校内での選考ということが分かりました。

次に、小中学校にタブレットが導入され数年が経過しました。授業でも頻回に使用されております。そこで、お聞きします。町のホームページに幸田町の制定した子どもの権利条例について、児童生徒にも分かりやすく記載されたページは作成できないでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 町のホームページには、子どもの権利に関する条例を分かりやすく説明した子ども版と大人版のパンフレット等を掲載しております。ぜひ御活用していただければと思うところがございますが、町のホームページにアクセスしてからこのパンフレットにたどり着くまでに課題があるものと認識をしております。子どもにも分かりやすいページづくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 以前の一般質問でもお願いしましたが、町のホームページにぜひ子ども版のページを作成いただき、そのページに集約いただきますと検索しなくても見やすいかと思えます。ぜひ子どもたちが知りたい情報、子どもたちに伝えたい情報を掲載したページが作成できるようお願いいたします。

次に、条例には学び育つ、遊び育つ権利があります。世帯所得や親の就労環境により子どもの体験格差が大きくなっております。子どもの権利の保障として、町が支援していただいている内容を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 学び育つ権利、遊び育つ権利の場といたしましては、児童館がまずその一つであると考えます。各児童館では、夏祭りやハロウィン、クリスマスなど季節のイベントを実施しております。また、駄菓子屋さんというイベントを企画しまして、買物をする、銀行で通帳を作って貯金をするといった体験イベントを実施している児童館もございます。また、子どもたち自身がミニ先生やボランティアスタッフとして児童館の職員になりきって、イベントを手伝ったりもしております。

坂崎学区に計画しております新児童館につきましては、補助金の関係もあり、豊坂ほっと館のように子どもを主体とした多世代が交流できる施設として考えております。子どもが世代を超えて交流をしながら、いろいろな体験もできる、学び、遊びの場として魅力ある施設となるよう進めていきたいと考えます。

また、子ども会のソフトボールやドッジボール、文化スポーツ課主催のユニホッケーや少年少女スポーツ教室、幸田町文化振興協会主催のダンスや合唱団など各種事業につきましては、子どもたちが安価に参加、体験することができる事業と認識しております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 児童館では、様々な体験イベント、またスポーツや文化活動におい

ても開催いただけていることが分かりました。ぜひ、まだ学区に児童館がないところの設置も早急をお願いいたします。

次に、さきの質問で、子ども会議への参加は3中学校と幸田高校の生徒が対象であることが分かりました。幸田町内にお住まいですが、対象とならない生徒さんから参加したい声を私はいただきました。公募を行う予定はありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 高校生や一部の中学生につきましては、町内の高校、中学校に通っていない幸田町在住の生徒さんもお見えになります。まちづくりに関心を持つ若者を発掘するという観点からも、公募については検討してまいりたいと考えます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ぜひ、参加したいと考える生徒さんが参加できる機会を持てるようお願いいたします。

次に、子どもたちが考えるまちづくりは、地域社会の未来を形づくる重要な要素であり、近年、各市町村において、子どもたちがまちづくりに参加することの意義が高まっており、様々な取組が行われています。子どもたちがまちづくりに参画することによって、未来志向の視点が生まれ、特に子どもたちが自分たちの意見を反映させることで、地域への愛着や責任感が育まれます。

また、子どもたちは新しいアイデアや視点を持っており、大人と同等に貢献できる存在です。例えば、祭りやイベントの運営に参加することで、地域活動の担い手としての役割を果たすことができます。このような経験は、彼らにとって貴重な学びとなり、将来的なリーダーシップ能力を育む基盤となります。

子どもにやさしいまちづくりは、彼らの権利を尊重し、自分の意見を言える環境を整えることが求められます。これには地域全体での協力が不可欠であり、大人と子どもが共に考え行動することで、結果的に子どもたちだけではなく、高齢者や様々な住民にとってもよい町を築くことにつながります。

そこで、お聞きします。現在、幸田町では、子どもたちが公的な場面で自分たちの意見を言える機会が少ないと思います。まちづくりについてなど、子どもたちが意見を言える子ども会議などの活性化をお願いできませんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本年度、企画政策課が児童クラブに通う100人にヒアリング調査を行いました。これは、第7次幸田町総合計画の基礎資料とするためであります。このような機会を通して、子どもたちの意見を聞く場を今後もつくっていきたいと考えますが、中には人前では自分の意見をなかなか言えない子どもたちもいます。インターネットの活用など、全ての子どもたちが自分の意見を言える場が提供できないか先進自治体の事例を見ながら、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 自分たちが伝えたことが形になっていくことを経験し、幸田町に今以上に親しみを持ってもらい、学業などで一度町を離れても戻っていきたくて思ってもらえるよう、ぜひよろしく申し上げます。

一般財団法人地方自治研究機構のデータによりますと、令和に入り、子どもの権利の保障を図る総合的な条例として、子どもの居場所の確保や食育、ヤングケアラーに対する支援や配慮、若者に対する内容を盛り込んだ条例を制定する市町村や、令和の課題に合った内容に改定する自治体もあります。ぜひ、子どもの権利条例の周知と子どもの意見を言える場の活性化をお願いします。また、状況に応じた改定についても御検討をお願いします。次の質問に移りたいと思います。

3つ目の質問に移ります。

生理用品を公共施設、学校に常設をについてです。

生理は教科書では月経と習いますが、今回は生理という言葉で進めていきたいと思えます。

生理の貧困という言葉をお聞きしたことはありますか。

日本では、生理の貧困について注目が集まったきっかけは、新型コロナウイルスの感染拡大による収入格差の拡大でした。特に女性従業員の比率が高い小売業や飲食業、旅行業において失業や大幅な収入減が起き、多くの女性たちが追い込まれました。また、感染拡大防止のための休校措置や育児施設の閉鎖によって、子どもの在宅時間が増加し、親、特に女性の負担が増え、仕事をセーブしたり休んだりする人も増えました。

さらに、認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ&シングルマザーの調査のプロジェクトによるシングルマザーを対象とした2020年度の調査では、正規雇用者の33.3%、非正規雇用者の52.4%は収入が減少したと回答しており、支払いが困難だったものに就労に必要な衛生用品も挙げられます。収入が下がれば、おのずと生理用品にかけられるお金も減ります。以前は、発展途上国での問題とされていた生理の貧困が日本国内でも増えています。

コロナ禍以降も物価高が続き、生理用品購入を控えてしまう家庭もあります。また、急な体調変化もあり、生理用品を携帯しておらず困ることもあります。健康・衛生的に過ごすために、適切なタイミングで生理用品の交換は大切なことです。

各自治体、急な体調変化で必要になったときに使用できるよう公共施設に設置したり、経済的な理由で生理用品が購入できない方を対象に、各種施設で無料配布を行っております。そこで、お聞きします。愛知県内近隣市の生理用ナプキンの設置や配布状況などの取組について教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 愛知県内における生理の貧困に関わる取組といたしましては、令和5年度の調査結果が公表されています。それによりますと、愛知県内54市町村のうち、令和5年度に何かしらの取組を実施しているのは36市町村で、西三河地域では、岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町が実施をしています。

令和6年度の調査につきましては、10月1日現在の調査があり、現在、内閣府男女共同参画局推進課により取りまとめが行われている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 愛知県内の67%の市町村が何らかの取組をいただいていることが分かりました。

次に、幸田町の公共施設における現状を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和3年度から配布をしております。具体的には、役場庁舎1階の女子トイレ、幸田町立図書館の女子トイレにカードを設置し、申出があった際に1人1パックを配布してまいりました。

当初、申出を受ける窓口は企画政策課、福祉課、幸田町立図書館の窓口でお渡しをしておりましたが、現在は申出件数及び在庫数の減少により、役場では企画政策課が窓口となっております。

調達は防災備蓄品の入替えに伴い出されました236パックで、そのうち町内各小中学校へ100パックを配布し、困っている女子児童生徒へ学校を通じて配布をし、また、社会福祉法人愛恵協会にも20パックを配布し、生活困窮の相談を受けている人で必要な方へ配布をいたしております。

公共施設での配布は、備蓄品の残りの116パックと日本赤十字社から寄附60パックを加えた176パックで、現在、在庫は38パックとなっておりますので、今までに138パックを配布をしております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 備蓄品等で大分の数が必要な方に配布いただいていることが分かりました。

次に、学校における現状をお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 町内小中学校におきましては、生理用ナプキンは保健室に常備しており、必要に応じて児童生徒に配布をしておるところでございます。保健室で養護教諭が管理することで、衛生的で健康状態の把握や心のケアができ、子どもたちが安心できるというふうに考えております。周知につきましては、教職員が実施をしております。また、中学校のトイレには、生徒の目の届くところに貼り紙をして伝えているところであります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 二次性徴や宿泊学習前など、生理について学ぶ様々な機会が学校にはあります。一度の説明では記憶に残らないこともありますので、繰り返し必要なお子さんに届くよう周知をお願いします。

厚生労働省の調査では、生理用品の購入や入手に苦労した際の対処方法として、生理用品の交換頻度を減らしたり、トイレットペーパーなどで代用したりといったことが挙げられており、それによってかぶれやかゆみを生じている女性は7割もいました。

日本では生理の貧困の対策として、政府や自治体をはじめ様々な機関や団体が取組を行っております。幸田町においても配布いただいておりますが、生理用品を購入するのに苦慮するお声はまだお聞きします。在庫数も限られており、必要な方に必要な量が行き渡っているとはまだ言えないのではないのでしょうか。そこで、お聞きします。国などの補助金の活用により、事業の拡大はできませんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和5年度の生理の貧困に係る取組の調査結果を見ますと、地域女性活躍推進交付金を使い調達している自治体もあるようです。しかし、この交付金の留意事項といたしまして、困難や不安を抱える女性、女の子たちに寄り添った相談支援の一環として生理用品等の提供を行うことを可能としていることから、物品の提供が主となっている事業は原則として認めないとされています。簡単に受け取れることを優先して考えますと、この交付金の活用は難しいと判断をしています。

今年度、予防防災課において備蓄品の入替えが予定されているため、しばらくの間は備蓄品を活用した取組として継続できると考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 分かりました。持続可能な状況での継続をお願いします。

生理の貧困という言葉を聞くと、生理用品が買えないという経済的な問題だけと思う方も多いかもしれませんが、そうではありません。その根底には社会の風潮や格差など、あらゆる問題が関連しております。生理は、女性であれば誰もが経験するものであり、衛生的かつ快適に過ごすことは人としての尊厳や権利にもつながる問題です。

厚生労働省の調査では、生理用品の購入や入手に苦労したことがある人のうち、約半数が住居エリアで生理用品の無償提供が行われているか分からないと回答。また、無償提供を利用しない人にその理由を聞くと、申出が恥ずかしい、人目が気になる、対面で受け取る必要があるといった声もありました。無償提供は実施していても、認知度の低さや受け取り方法に課題が残る結果でした。

そこで、お聞きします。さきの質問にて、学校で行っていただきます状況は分かりましたので、公共機関にて、必要時に生理用ナプキンの配布できることの周知拡大と受け取りやすい環境整備をお願いできませんでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 周知につきましては、女子トイレ内の受取カードを見つけやすく目立つような工夫をすることで気づいていただけるようにしたいと思います。また、役場の閉庁日にも配布できる場所を増やすため、今年度、学習スペースを設けた中央公民館での配布ができるように調整を進めてまいります。中央公民館での配布ができるようになれば、学習のために訪れた学生に対して周知や、それ以外の利用者への周知の機会になると考えております。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 新たに中央公民館での配布も調整いただきますことありがとうございます。過去に二次性徴について男女別に学んでいた時代もありましたが、現在は生理、生理痛などの教育は男女共に行われるようになっております。しかし、いまだに生理は恥ずかしいものだという認識を持つ方も少なくありません。性や体に関わるセンシティブな内容ですので、シングルファーザーの家庭では、生理に関して父親と話をしたことがあると答えた女性は2割程度にとどまっていることから、異性の親には相談しにくい話題であることが分かります。

生理の経験を持つ大人の女性がそばにいない家庭では、保護者側も何を教えていいのか分からないといった状況になることも少なくありません。私自身も、シングルファー

ザーの方から何をどうやって話していいか困ったと御相談をいただき、娘さんに生理についてお話をしたことがあります。また、女性の保護者がいたとしても、相談できる関係ではない場合や、ネグレクト、仕事などで保護者が家におらず十分に話せない場合、お子さんは相談できずに悩んでいることもあります。

生理用品が不足することで、トイレットペーパーなどで対応し、下着を汚す心配から学校を欠席する生徒もおると聞いております。教育機会を確保するためにも必要な家庭に届けることは重要です。女性が健康、衛生的に過ごすために、適切なタイミングで生理用品交換ができるよう、必要なときに必要な方の手に届くよう環境整備をお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本知帆君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、松本忠明君の質問を許します。

4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問いたします。

本日は、幸田町の公共交通の将来像についてお伺いいたします。

地域公共交通は、人々の生活に欠かせないインフラであり、通勤、通学、通院、買物などの日常の移動を支える重要な役割を果たしております。

本町では、一昨年の令和4年7月に公共交通会議が設立され、公共交通の在り方や進め方について本格的な議論が始まりました。そして本年、令和6年3月には幸田町地域公共交通計画が策定されました。しっかりとした状況分析のもと、世の中の動向も踏まえ、体系的かつ網羅的な内容で方向性はおおむね理解いたしましたが、具体的な事業内容や実施時期等、もう少し明確にしたい部分が幾つかありますので、本日はこういった内容を掘り下げてお伺いします。

質問に入ります前に、私の課題認識についてお話をいたします。

私は、この新しい公共交通計画について、持続可能な公共交通の実現という視点から、特に以下の3つの点を課題として認識しております。

1つ目は、地域住民のニーズとの整合性について、計画が本当に地域住民のニーズを反映しているか、住民の移動パターンやニーズの変化に対応できるか。

2つ目は、新技術の積極的活用による利便性向上について、新しい技術やサービスの導入がどのように進んでいるか、利便性やサービスの質が向上するか。

そして、3つ目は、大変重要なことですが、財政面での実現可能性についてです。計画の実現に必要な財源が確保されているか、効果的かつ効率的な運用が行われるか。

このような3つの課題を踏まえて、本町の地域公共交通計画について、その将来像の

実現に向けた考え方及び今後の進め方をお伺いいたします。

それでは、まず最初に、本町の地域公共交通計画の基本理念と基本方針を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 公共交通の将来像としましては、幸田町地域公共交通計画で基本理念として、人・まち・地球を大切に作る公共交通体系の構築を掲げています。これは、上位計画や関連計画との整合や課題を踏まえて設定いたしました。

基本方針は基本理念の実現を図るため、交通モードの連携による生活の足の確保と町の元気の創出支援と地球への思いやりの3点を掲げています。

都市計画マスタープランの将来都市像や都市交通マスタープランの基本理念との大きな変更はございませんが、交通分野へのICT技術の活用などの交通を取り巻く潮流の変化や、急激に加速する高齢社会での移動制約者や地球環境への配慮などを盛り込んでいます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 次に、この基本方針で描かれている本町の公共交通計画の将来像について、現状からの主な変更点を教えてください。特にエコたんバス、チョイソコこうた、藤田乗合直行タクシーのすみ分けについて詳しく御説明ください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現状からの変更点といたしましては、交通モード間の乗り継ぎ改善、幸田町が運営する公共交通、エコたんバス、チョイソコこうた、藤田乗合直行タクシーの役割分担、重複解消によるサービスの適正化と効率化、バス停への広告設置など企業との連携、環境に配慮した設備の導入などが挙げられます。特にエコたんバスにつきましては、長大なルートをコンパクトなルートに再編し、チョイソコこうたでエコたんバスを補完することを考えています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） それでは、1つ目の課題である地域住民のニーズとの整合性について、まず最初に、本町の公共交通の軸であるコミュニティバス、エコたんバスの現状について質問いたします。

利用者、運行地域、運行便数、運行時間、利用料金等、事業概要を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） コミュニティバス、エコたんバスは誰でもが利用でき、利用料金は無料で、乗車定員は24人から29人、予約なしで乗れます。運行地域は、北、中、東西、南北の4つのルートに分かれ、町内全域をカバーをしています。停留所は、北ルート40か所、中ルート33か所で、東西ルートは30か所、南ルートは34か所で、延べ137か所です。周回時間はいずれも53分から54分となっております。運行便数は順回りと逆回り各3便の計6便で、運行時間は各ルートとも年末年始を除く平日及び祝日において午前8時30分から午後5時までの間で、時刻表に基づき定時走行をしています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 次に、年間合計利用者数及び日当たりの平均利用者数の年度別の実績を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） えこたんバスの年間利用者数の実績は、スクールタイムを含む延べ数で申しますと、令和4年度は年間3万6,527人、5年度は3万3,351人、前年度比91.3%でした。6年度は、10月末現在で2万2,488人です。また、1人当たりの平均利用者数は、こちらもスクールタイムを含む数であります。令和4年度は140人、5年度は130人、前年度比92.9%でありました。6年度は、10月末現在で146人となっております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 便当たり五、六人の利用ということですね。このような利用状態の中で、えこたんバスの利便性について町民の皆さんからは、よく利用している、大変助かっていると評価の声上がる一方で、いつでもどこでもすぐに乗れるように便数を増やしてほしい、目的地に早く行けるように周回時間を短縮してほしい、平日だけでなく土日にも乗りたいというような要望も見いたします。

これらの住民要望に対して、どのような対応が必要か考察してまいります。この考察を進める上で参考にするため、コミュニティバスの現状について各市町のホームページを参照して、このようにパネルにまとめました。併せて御覧ください。

それでは、まず最初に、いつでもどこでもすぐに乗れるように便数を増やしてほしいという要望について考察いたします。

パネルの運行便数欄を御覧ください。下のほうです。

幸田町は、全路線6便ですが、岡崎市は最小8便から最大19便、西尾市は最小6便から最大13便、安城市は最小7便から最大28便が運行しています。特に安城市では、市街地を巡回する市内巡回線が28便と本町の5倍近い便数で、市民の利便性向上に貢献しています。

ここで質問ですが、地域公共交通計画で描く将来像では、えこたんバスは長大なルートコンパクトに再編するという説明がありましたが、運航便数についてはどのように設定されるでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） えこたんバスは、もともとは福祉バスとして運行していたものをコミュニティバスとして再編した経過がございます。このため、町内全域をカバーするルート設定となっております。今回の検討では、基幹交通として、鉄道の3駅とハッピーネス・ヒル・幸田を交通結節点と位置づけ、アクセス性を強化し、えこたんバスについては3駅や人口集積地を中心とするコンパクトなルートに再編することとしています。

便数のカウントの仕方は自治体により異なるため、単純な比較が難しい面もございませうが、えこたんバスの利用状況を踏まえたコンパクトなルートにすることで、1つのバス停に止まる回数が増えることにつながればと考えています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） それでは次に、目的地に早く行けるように周回時間を短縮してほし

いという要望について考察いたします。

パネルの運行地域欄、停留所欄及び集会時間欄を御覧ください。

幸田町のえこたんバスは、全町が4つの広い路線に分割され、各路線とも運行地域をくまなく巡回するため、停留所が30から40か所程度あり、周回時間は1時間近くかかっています。

これに対して、近隣市町とも本町より面積が広いのですが、路線がコンパクトに分割されているためか停留所が少なく、周回時間は短めに設定されています。特に、安城市は面積は本町の1.5倍ですが、路線数は2倍の9路線に分割されているため、停留所が20か所程度で、周回時間は30分から45分程度です。

ここで質問ですが、地域公共交通計画で描く将来像では、周回時間はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在のえこたんバスは、約50分程度で1周するルートで運行をしています。ルート再編に当たりましては、幸田町地域公共交通会議で議論いただき、公共交通計画において交通結節点を中心にコンパクト化するという方向性となりましたので、市街化区域を中心に、現在の半分の30分程度の時間を目安にルートを設定できればと考えています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 次に、平日だけでなく土日にも乗りたい、朝もう少し早くから、また夕方もう少し遅くまで乗りたいという運行期間と運行時間の要望について考察いたします。

パネルの運行時間欄を御覧ください。

幸田町のえこたんバスの運行は、平日の9時から17時で、高齢者の皆さんの買物や通院に便利な設定となっています。

これに対して、西尾市、安城市は、運行期間が平日だけでなく土日も運行しています。また、運行時間帯も7時から19時と、早朝、夕方にも2時間程度長く運行されています。これにより、働く皆さんや学生さんの平日の通勤や通学の足としても、また全ての市民の土日の買物にも利用可能となっています。

ここで質問ですが、将来像ではどのような層のどのような目的に応えることを狙って、運行期間及び運行時間をどのように設定されますか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 土曜日・日曜日や通勤通学時間帯の運行を希望される方もみえますが、運転手の確保などの問題もあり、拡大することは困難な状況でございます。幸田町公共交通会議におきましても、交通制約者の中でも特に高齢者の足の確保をとの意見もございましたので、まずは現行の運行体系をベースとして進め、ルート再編後の利用状況を見ながら、次のステップとして土曜日・日曜日運航や時間帯の拡充については、予算とのバランスも考慮しながら研究課題としてまいりたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） これら3つの質問、答弁を踏まえまして、本町の地域公共交通計画

で描くエコたんバスの将来像は、全体としてどのようなイメージになるのでしょうか。その実現のためにはどのような対応が必要でしょうか。いつまでに何をやるのか、マイルストーンを教えてください。また、特に令和7年度に取り組むべき内容があれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） エコたんバスは3駅を中心としたコンパクトなルートに再編し、チョイソコこうたを全町へ拡大していきたいと考えており、その実現に向け、現在、庁内の関係部署、そして地域公共交通会議で議論をしているところであります。公共交通の全体像が固まり次第、町民に対し説明会等を開催するなどを行っていきたく思っておりますので、令和7年度につきましては、早期の運行に向け準備作業を進めることとなります。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） エコたんバスは、居住地域をくまなく巡回する地域路線をチョイソコこうたに任せてコンパクト化すること、そして、交通結節点、重要公共施設、大型商業施設等を循環する基幹路線にリソースを集中して周回時間の短縮、運行便数の増加、運行時間の延長等、さらなる利便性向上を実現することをお願いいたします。

次に、エコたんバスに関連して、本町のホームページでは特定時間帯について、小学生を対象としたスクールバスとしての複合利用をしますとあります。エコたんバスでのスクールバス利用の概要と課題を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スクールバスは、児童の下校を不審者から守るための安全対策として平成17年4月から須美、桐山、上六栗地区の児童を対象に、福祉巡回バスを利用して下校したことから始まりました。現在もスクールバスは単独運行ではなく、町内を循環するエコたんバスが運行する隙間時間と下校する時間帯に当たる便を児童の安全確保のためにスクールバスとして複合的に利用しております。あくまでも一般利用者との共同利用であるため、エコたんバスの通常運行に支障が出る時間帯の運行や、児童の乗車でバスが満員となってしまうことがないように配慮する必要があります。そのため地域や乗車人数の線引きをして、乗車する児童を慎重に判断していくことが当面の課題というふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） それでは、現状のスクールバス利用の課題はどのようなものがあるのでしょうか。夏の猛暑、冬の厳寒、台風やゲリラ豪雨等、気候変動時の登下校、また体調不良児童への対処等、登下校時の問題が散見されます。特に、長距離通学者の安心安全のため、朝の登校にも利用できないかとの要望が寄せられていますが、登校時への利用拡大はなぜできないのでしょうか。実現のためにはどんな課題があるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スクールバスは、少人数で帰宅する児童を不審者から守るための安全対策を目的としまして運行しておりますので、猛暑など気候対策による運行については対象となる地域、人数の拡大が課題というふうになります。同様の理由で、朝は

集団登校であるためにスクールバスを運行することは想定をしておりません。さらに、えこたんバスの始発が8時半のために、児童の登校時間に間に合うように巡回するにはかなり早い時間の運行が必要となります。バスに乗車できる人数、また添乗する職員の問題等多くの課題がございます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 地域公共交通計画で描く将来像では、えこたんバスがコンパクトにルート再編されるという説明がありましたが、その場合、本町のスクールバス機能の将来像はどのようになるのでしょうか。スクールバス機能の存続のためにはどのような対応が必要でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スクールバスの単独での運行は、多額の費用を要するだけでなく、バス及び運転手の確保も困難な状況というふうになっております。今後のえこたんバスの利用方法に応じまして、一般利用者の妨げにならないよう調整をしながら、児童の下校時の安全確保のため、引き続きスクールバスとして複合的に利用できるように関係部署に申入れをするとともに、協議をしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） スクールバスにはいろいろな課題があるということが確認できました。その中で、遠距離通学児童の登下校の安心安全のために、スクールバス機能はどんな形でも絶対に残していただきたいと思います。また、SDGsの視点から、世界的な気候変動が進む中、登校時の運行についても児童の安心安全のために実施に向けた検討をぜひお願いいたします。

次に、1つ目の課題である地域住民のニーズとの整合性について、もう1点、公共交通のラストワンマイル問題解決の切り札として、実証実験が進められている本町のデマンド型乗合交通チョイソコこうたについて質問いたします。

利用者、運行地域、運行便数、運行時間、利用料金等、事業概要を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） チョイソコこうたは、令和2年から豊坂小学校区で運行を始め、現在は豊坂小学校区と深溝小学校区を対象として、65歳以上の方もしくは障害者手帳をお持ちの方に無料で御利用をいただいています。

利用時間につきましては、9時から16時までとなります。

利用方法につきましては、会員登録を行っていただいた後、コールセンターに電話もしくはインターネット予約にて、希望される時間帯と住宅付近及び目的地となる停留所をお伝えいただき、予約した時間帯に御利用いただくこととなります。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 次に、年度別の利用者数の実績を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 実績といたしましては、令和6年の10月末時点での会員登録者数は480人で、利用件数といたしましては、令和4年度3,481件、令和5年度が3,740件です。令和6年度の10月末時点で2,607件となっており、令和5年

度の10月末時点の2,228件と比較すると379件の増加となっております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） それでは次に、チョイソコこうたの利便性向上について、誰でも乗りたいという利用条件の緩和について伺います。

デマンド型交通の現状についても、コミュニティバス同様パネルにまとめました。2枚目のパネルになります。パネルの利用者欄を御覧ください。

幸田町のチョイソコこうたの利用条件は、指定区域の豊坂・深溝学区在住者かつ65歳以上又は障害をお持ちの方です。

これに対して、岡崎市は指定区域の在住者全員、西尾市は市内在住者全員、安城市は誰でも利用が可能です。

ここで質問ですが、将来像では利用者条件はどのように緩和設定されますか。65歳以上、または障害をお持ちの方に限定せず、西尾市や安城市のように市内在住者全員ができるようにするためには何が必要でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現時点では、全町に拡大した際も65歳以上又は障害者手帳をお持ちの方を利用対象として考えています。全ての方を利用対象とした場合、車両を増やす必要があり、それに伴い経費が大きくなってしまいます。また、利用対象者の拡充は、例えばタクシー事業者などの民業の圧迫にもつながるおそれがあります。このため、事業者保護の視点も含め、慎重な判断が必要と考えています。町といたしましては、目指す将来像として掲げているように、全ての方が利用できるえこたんバスと高齢者等に御利用いただくチョイソコこうたの運行により、幅広く足の確保を図りたいと考えています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） それでは別の視点で、平日だけでなく土日に乗りたいとか、朝もう少し早くから、また夕方もう少し遅くまで乗りたいという運行時間の拡大の要望について伺います。

パネルの運行時間欄を御覧ください。

幸田町のチョイソコこうたの運行時間は、平日の9時から17時です。これに対して、運行時間帯については近隣市町とは大差はありませんが、運行期間は、西尾市、安城市では年末年始を除く毎日運行です。ここで質問ですが、将来像では、運行期間及び運行時間はどのように設定されますか。特に運行期間についてが気になります。西尾市や安城市のように、年末年始を除く毎日運行とするためにはどのような工夫が必要でしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 運行経費が増えることもございますが、まずはネックになるのは、毎日運行するための運転手を確保ができるかと考えています。対象エリアを全町にするためには、現在の1台から台数を増やすこととなり、また時間の延長となった場合、さらに勤務体系からドライバーを増やす必要が出てくることが考えられます。地元タクシー業者にドライバーを担ってもらっている中、運転手確保がなかなか難しいとの話を

受けますので、この点が課題になると思います。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） これらの質問を踏まえまして、本町の地域公共交通計画で描くチョイソコこうたの将来像は、全体としてどのようなイメージになるのでしょうか。その将来像の実現のためには、どのような対応が必要でしょうか。いつまでに何をやるのか、マイルストーンを教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） チョイソコこうたは、えこたんバスのルート再編によりカバーできなくなる地域を補完する交通として考えています。このことは、幸田町地域公共交通会議において公共交通全体を検討し、先ほど質問いただいたえこたんバスについてはコンパクトなルートに再編し、利便性の向上を目指す一方、こたんバスが通らない地域をチョイソコこうたがカバーすることなどを含め、令和6年3月に策定した公共交通計画に公共交通等の再編として盛り込まれています。

今年度からは、えこたんバスの具体的なルート再編チョイソコこうたの拡張に向け、幸田町地域公共交通会議で諮り、意見をいただきながら令和7年度につきましては、今年度整理するルート素案を基に細かい点まで議論していただくことになると思います。なお、チョイソコこうたの拡張につきましては、会議での状況を見ながら、可能であれば令和7年度内には全町への展開をしていきたいと考えていますが、実施する前に利用方法などを地元の方々に知っていただく必要がありますので、令和7年度は地元説明会といった動きを中心に取り組んでいくことになるかと思えます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） コンパクト化するえこたんバスを補完して、公共交通全体としての利便性を向上させるためには、チョイソコこうたの全町への利用地域拡大の早期実現をお願いいたします。また、もう一段、他市町同様、65歳未満も含めた町民全員への利用条件の緩和についてもぜひ御検討をお願いいたします。

それでは次に、2つ目の課題である、新技術の積極的活用による利便性向上について質問いたします。

新技術導入としては、カーボンニュートラル実現に向けて、電気自動車や燃料電池自動車の導入及び利用者の安全確保やドライバー不足解消対策のための最新の安全技術や自動運転技術の導入の推進等、持続可能な公共交通実現のための取組が考えられます。特に自動運転技術の導入については、ここ数年で大きく進展し、国内、海外で市街地での実用化に向けた本格的な実証実験も始まっております。これにより、運行便数の増加や運行時間の拡大等、利便性向上にも大きく寄与できるものと期待されております。

本町では、2017年に全国で初めて公道における遠隔型自動運転システムの実証実験が実施されていますが、本町における自動運転導入のその後の取組状況と今後の導入に向けた課題について教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 2017年に全国初で公道におけるレベル4の実証実験が幸田町のハッピーネス・ヒル・幸田周辺で実施されました。実証実験に併せ、3Dマップの活

用方法等の検討も行ってまいりましたが、3Dデータの更新方法やデータ精度の問題などがあり、具体的な活用までには至りませんでした。

自動運転につきましては、急速な技術進化により多くの自治体等が社会実験を行い、成功例を聞く機会が増えています。導入に当たっては、法規制の課題や確固たる安全性の確保、そして高額な導入費用が課題とを考えます。現時点においては、他自治体等の事例を注視するとともに、情報収集を行っている状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 本格的な市街地での自動運転に向けて、他市町ではどのような取組が進められているのでしょうか。他市町の具体的な取組事例を教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 全国各地で自動バスやタクシーなどの実証実験が行われています。愛知県内においては、11月20日の新聞記事にもありましてとおり、岡崎市内で自動運転バスを公道でレベル2の運行実験を行うとありました。また、西尾市では、愛知県が自動運転社会実装プロジェクト推進事業として、生活・観光混在エリアにおけるMa a Sをテーマとして、西尾駅から西尾市歴史公園までの行動をルートに、運転席有人遠隔監視で運行する実証実験を行っています。このほかでは、安城市と株式会社デンソーが連携し、2023年12月から2024年2月末まで安城市にあるデンソー高棚製作所内にて自動運転の実証実験を実施されたと伺っています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） このような世の中の動向や他市町の取組事例を踏まえ、本町の地域公共交通計画ではどのような将来像が描かれているのでしょうか。この将来像の実現のためにはどのような対応が必要でしょうか。いつまでに何をやるのか、マイルストーンを教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 地域公共交通計画においては、基本目標で新技術の積極的な活用により利便性の向上と掲げており、その施策として、新たなモビリティサービスの導入に向けた技術研究を行うとしています。自動運転の活用や幸田町版のMa a Sの開発など、新たなモビリティの導入に向けた情報収集、導入に係る研究などを行い、好機を捉えて実施に結びつけていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 公共交通はその性格上、安心安全が最優先されますので、自動運転導入は段階的なステップが必要です。すなわち、人が主の運転支援から、人が従の自動運転へと段階的なステップを踏んで、実証的な実験を積み重ねて、安全性について安心感を持てるように進めることが求められます。まずは自動運転導入をはじめとした新技術の導入について持続可能性を検証するため、継続して国の方針や他市町の実施事例の調査研究を進めていただくことをお願いいたします。

また、これと並行して、自動運転車両の走行の安全性や効率性を高めるための自動運転路線及び自動運転車両の走行レーンの設定等、必要なインフラについても調査研究を進めていただくことをお願いいたします。

次に、今回の一般質問で最後の3つ目の課題になりますが、財政面での実現可能性について、持続可能な公共交通の実現のために避けて通ることのできない財政負担の在り方についてお伺いします。

これまで考察してまいりました本町の公共交通の将来像の実現に向けて必要な対応を実施しようとする、大きな財政負担が発生することが予想されます。本町固有の事情のふるさと納税の伸び悩み及び基礎控除103万円の壁の緩和による税収減等の懸念がささやかれる中、この公共交通計画で描く姿を実現するためには、財源確保のための対応を進めることが急務となってきます。

それでは、まず最初に、えこたんバス、チョイソコこうた、藤田乗合直行タクシー、スクールバスという4つの公共交通事業について、過去3年間の事業収支の実績を事業個別と全体合計で教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） えこたんバスにつきましては、令和4年度の決算額は2,900万3,075円、令和5年度は2,464万7,691円、令和6年度の予算額は3,380万3,000円であります。チョイソコこうたにつきましては、車両のリース料も含まれますが、令和4年度は1,569万8,971円、令和5年度は1,510万3,926円、令和6年度は1,526万6,819円となります。藤田乗合直行タクシーにつきましては、令和4年度が970万560円、令和5年度が1,069万6,400円で実施しております。令和6年度は1,017万1,200円を見込んでいます。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） スクールバスにつきましては、えこたんバスを複合的に利用しておりますので、単独での事業収支の実績はございません。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 令和5年度の実績として、4つの公共交通事業全体で5,000万円以上が計上されていることと理解しました。

次に、この実績を踏まえて、本町の地域公共交通計画で描く将来像を実現するためには、4つの公共事業についてどのくらいの初期投資及び運用費用が必要になるか、事業個別と全体合計で見込みを教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 運行費用が変化するのは、えこたんバスとチョイソコこうたの運行形態によることが大きくなり、現在どのような運行形態とするかを議論している最中ですので、現時点で運行費用をお示しすることは難しい状況です。まず、取り組みたいと考えているえこたんバスの運行ルートコンパクト化、こちらはえこたんバスの運行台数、利用時間は現状のまま、及びこれを補完するチョイソコこうたの全町展開であれば、チョイソコこうたの1台当たりの経費となる約1,600万円が追加台数分に応じて増加することとなります。ただし、今後さらに利便性を向上するための施策を実施することとなると、運行経費が大きく変わることが考えられます。なお、運行経費のほか、えこたんバスについては車両の更新などの維持管理費用が発生をいたします。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） たくさんの費用が発生する、そして、なかなか全体像がつかみにくいということはよく分かりました。チョイソコこうたの施行地域である南部の人口比が28%ですので、全町拡大すると、単純計算で今述べるレベルをそのまま展開したとして、2台程度の台数追加が見込まれます。チョイソコこうたの全町拡大だけでも3,200万円もの運行経費の増加が見込まれるものと理解しました。

このような財政負担の増加の見込みを踏まえて、将来の公共交通事業の財政負担の在り方についてお伺いします。

1つ目の財源としては、まず国・県の交付金補助金について考えるべきだと思いますが、交付金、補助金にはどのようなものがあるのでしょうか。例えば、令和5年8月に国交省総合政策局により出された地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針では、その第6項に社会資本整備総合交付金による支援が可能とあります。そのほかにも多数の交付金、補助金メニューがあるようですが、今回議論した将来像の実現に向けた対応に対して、交付金、補助金が受けられそうなものはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 国や県等において、公共交通に係る補助金等のメニューは多くありますが、補助要件を満たすものがなかなか見当たらないといった現状がございます。町においては、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用し、幸田町地域公共交通計画を作成したことや、県の元気な愛知の市町村づくり補助金を活用し、えこたんバスの燃料費や公共交通の利便性向上として補助金を頂いています。今後、補助金についても研究し、可能な限り活用をしていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 次に、それほど大きくありませんが2つ目の財源として、民間活力の利用についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、時刻表への有料広告の掲載、停留所の名称設定権の付与等、スポンサー企業を募って運用費用への協力を依頼することはできないのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） チョイソコこうたにつきましては、現在は社会実験であるためスポンサー協力を実施していませんが、本格運用となった際には、事業者、停留所を中心にスポンサー協力の働きかけを考えていきたいと考えています。

このほか企業等との連携の中で、広告等の設置を研究していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 3つ目の財源としては、これまで聖域化としてきました町民の皆さんに応分の負担をお願いすること、すなわち利用料金の有償化が考えられます。先ほどのコミュニティバス及びデマンド型交通の現状についての資料の中に、近隣市町の利用料金の概要を記載されていますが、ほとんどの市町では運賃が有料化され、住民負担のもと運営されています。国・県の交付金、補助金や民間の活力活用も必要ですが、これだけで増加する初期投資や運用経費を賄うのは困難です。高齢者、障害をお持ちの方等、交通弱者を除く町民の皆さんに応分の負担をいただくこと、すなわち一般の町民の皆さんの利用料金の有料化の議論を進めるのは今を置いてほかはないと思っておりますが、いかが

お考えでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 利用者への応分負担として有料化を図りたいと考えてはいますが、エコたんバスを有料とする場合、二種免許が必要になるなど、民間事業者への委託する必要があるとございます。民間事業者へのヒアリングをする中で、運転手の高齢化や成り手不足から委託を受けることが困難とのことでしたので、町が実施する交通施策全体を見ながら、有料化について研究するとともに、引き続き事業者等と情報交換を行っていきたいと考えています。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 財政負担の在り方のまとめになりますが、本町の地域公共交通計画で描く将来像実現のためには、大きな費用の増加が予想されます。費用増加分の財源確保については、国や県の交付金や補助金を活用することは当然ですが、今後は他市町のように、民間の活力活用や利用者負担の検討が必要と思われます。この大変革期を逃すと議論することすら難しくなると思われますので、公共交通の利用者負担も聖域化せず、議論をしっかりと進めていただく必要があると考えております。

それでは、最後の質問になります。

この財政負担の在り方も含めて、これまで3つの課題について個別に質問してまいりましたが、公共交通の将来像の実現に向けて、全体として今後どのように進めていくお考えでしょうか。全体コメントをお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 基本理念である人・まち・地球を大切にする公共交通体系の構築の実現を図るため、利便性向上と財政負担のバランスを図りながら、慎重にステップを踏んで持続可能な公共交通の実現に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

第1ステップとして、エコたんバスの運行ルートコンパクト化、及びこれを補完するチョイソコこうたの全町展開は優先課題の一つとして取り組みたいと考えております。

第2ステップといたしましては、チョイソコこうた利用者の全町民への拡大及びエコたんバス、チョイソコこうたの運行時間の拡大、さらなる利便性の向上は住民ニーズを拡大しながら、利用者の応分の負担も含め、財政負担の在り方を見極めて慎重に進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本君。

○4番（松本忠明君） 本日は、本町の地域公共交通計画について3つの課題認識をもとに、持続可能な公共交通の将来像及びその実現に向けた考え方及び今後の進め方について伺いました。

1つ目の課題である地域住民のニーズとの整合性については、特にエコたんバスの運行ルートコンパクト化、それを補完するチョイソコこうたの全町展開、そして、スクールバスの登校時利用も含めた充実等、利便性向上施策の検討と早期実現をお願いいたします。

2つ目の課題である新技術の積極的活用による利便性向上については、他市町の事例も参考に自動運転をはじめとした新技術の導入により、適正な事業のスリム化を図ると

同時に、安心安全で利便性の高い公共交通の実現に取り組んでいただくことをお願いいたします。

最後に、3つ目の課題である財政面での実現可能性については、これらの利便性向上施策の実施により、財政負担が増大するのは明らかです。財政健全化を図るためには、国や県の交付補助金を期待するだけでなく、さらに民間の活力活用及びこれまで聖域であった町民の応分負担等、町財政の負担軽減に向けた対応をぜひ御検討いただくことをお願いいたします。

利便性向上と財政負担のバランスを図りながら、慎重にステップを踏んで、持続可能な公共交通の実現に積極的に取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 4番、松本忠明君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。

午後は、1時10分から会議を開きます。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時10分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、野坂純子君の質問を許します。

3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

近年、高齢者の孤立が深刻化し、認知症患者が増加傾向にあることが懸念されています。

我が国において、今年1月、認知症の人やその家族の意向を尊重し、認知症の人も含めた国民全体で支え合う共生社会を構築することを目的とした認知症基本法が施行されました。また、認知症の人の関心と理解を深めるために、毎年9月21日を認知症の日、9月を認知症月間と定めています。

日本は、超高齢化社会において、令和7年には65歳以上の5人に1人が認知症と言われていています。高齢者が住み慣れた地域でその人らしく笑顔で暮らすことができるためには、認知症と共に生きるためのまちづくり施策が重要であると思います。

そこで、認知症に伴い、介護をする人、される人が笑顔になる手法として、科学的にも注目されているユマニチュードという介護技法があります。ユマニチュードとは、フランス語で人間らしくあるという意味を持ちます。ユマニチュードは、相手にあなたを大切に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法です。介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際の例で、ある看護師による口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性が、翌日、ユマニチュードの提唱者の1人、イヴ・ジネストさんが訪れ、ユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け、数年ぶりに笑顔を見せてくれました。これを実現するのに必要な時間はたった数秒でした。その患者を大切に思う気持ちは、毎日のケアをしている看護師のほうがず

つとあるはずで。ところが、大切に思っている感情を胸に秘めているだけでは相手には通じません。相手が理解できるように表現する技術がユマニチュードで、これを身につけることによって、さきに述べたことのように変化を生むことができるのです。

また、ユマニチュードの導入効果について、もう少し具体的に御紹介すると、国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、辞職したり欠勤する職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告があります。ユマニチュードの導入により、認知症の方の心理症状が改善して、薬剤でのコントロールが不要になり、使用量の軽減につながったと考えられます。つまり、この技法を学んだ介護者が、認知症を改善する薬になれることを示しています。

そこで、1つ目に、認知症ケアの重要性やユマニチュードなどの新しいケア技法の認識はございますでしょうか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） ユマニチュードにつきましては、認知症の方へのケア技法といたしまして、日本では2014年頃に普及し始めており、現在では介護や看護の現場に限らず、自宅での介護におきましても取り入れられているものと認識しております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 認識されていて幸いです。私も、仕事や実際に認知症になった義理の父と同居をしておりましたので何度も経験いたしました。皆さんも想像してみてください、例えば何か自分が作業しているときに、今日は何月何日何曜日だったかねと聞かれ、何月何日何曜日だよと遠くのほうから答えます。しばらくすると、また今日は何日の何曜日だったかねと聞いてきます。それが何度も繰り返されます。二、三回までは普通に答えられるのですが、さすがに五、六回目になると、何度も同じことを聞かないでとか、何回言ったら分かるのとか、私は忙しいんだからという言葉になってしまいます。しかし、御本人は記憶をどんどん忘れていくので、5回目でも初めてお聞きしますといったような気持ちで質問してきます。御本人にとっては初めて聞くのに、何で怒られるんだろうという気持ちになるのかと思います。また、話しかけてはいけないんだとも思ってしまいます。そんなときユマニチュード技法では、近くまで行って、相手を正面から見て、しゃがんだりして目の高さを合わせ、今日は何月何日何曜日だよと、さらに例えば紙に書いてあげたりして目の前に置いてあげれば安心します。紙を見れば何度も質問はしなくなります。そして、肩などに手を置いて、今日は何をしましょうかねと聞いてあげたりすれば、また和やかな雰囲気にもなります。優しい人間関係を築くために大切です。

今言った例はほんの一部でしかありませんが、2つ目に、ユマニチュードの普及に向けて、何らかの取組を考えておりますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） ユマニチュードという言葉を使った認知症のケア方法といたしましては、活用してはおりませんが、認知症の人への対応方法や認知症の人のために

家族ができる10か条など、認知症ケアパスと言われる啓発冊子を活用して、家族の方などに伝えているところがございます。また、認知症サポーター養成講座などの介護予防講座におきましても、この基本支援につきましては伝えているところがございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 町としても、認知症の人への対応方法や認知症の人のために家族ができる10か条など冊子を活用したり、介護予防講座などの開催の取組が分かりました。

ここで、この技法を導入している自治体の例を少し紹介します。

福岡市は、認知症フレンドリーシティ・プロジェクトの一環として、ユマニチュードの普及・促進を行っています。市は2016年度、家族介護者や病院・介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に市は、まちぐるみの認知症対策としてユマニチュードの取組をスタートいたしました。この技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に行いました。対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市の職員や救急隊など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった、今後は介護する人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられ、地域住民や子どもたちに認知症とユマニチュードの基礎を教える地域リーダーが誕生しました。現在55人まで増えています。

また、ユマニチュードの学会では、最新のIT情報技術を使ったシミュレーションで、ユマニチュードを学ぶ教育システムを開発されました。

ここで3つ目に、本町において、ユマニチュードを取り入れた地域ケアの促進を行っていく考えについてお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） ユマニチュードのケア技法につきましては、地域包括支援センターなど関係機関に改めて情報提供をいたしまして、本町の啓発冊子、それから認知症サポーター養成講座などでの活用について改めて協議したいと思います。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 協議してくださるとのことで期待しています。

先ほどの福岡市では、市民の皆様にユマニチュードを知ってもらうためにテレビ番組も制作したり、共に認知症の御家族を介護したことがある方にも出演してもらい、番組をみんなに見てもらい周知を試みています。市長の話の中にユマニチュード、これは認知症の方に優しさを伝える、想いを伝えるためのコミュニケーションの技法であって、これは薬を使うわけではなく、コミュニケーションの技法です。見る、話す、それから触れる、立つというこの4つの柱で相手を大切に思っていることをちゃんと相手に理解できるように伝えるというコミュニケーション技法なのですと話されています。

優しい人間関係を築くためにも、4つ目に、ユマニチュードの認知度拡大に向けた具体的な啓発活動の考えをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 現在、地域包括支援センターが実施しております事業の中で、一般の方が認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るた

めの事業といたしまして、認知症サポーター養成講座がございます。また、認知症の人やその御家族、地域の方がお茶を飲みながら情報交換と認証についての理解を深める事業として認知症カフェ、それから認知症又は認知症の疑いがある人の家族を対象に介護などについて学び、家族同士の交流を図るための事業を認知症家族介護交流会、そして、これらの介護予防講座などにおいて、認知症について正しく知っていただくためのそのケア手法の一つに加えることにつきましては、事業を推進しております地域包括支援センターとの会議の中で協議していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症家族介護交流会などでユマニチュード技法を紹介していただけると幸いです。

また、一つの例ですが、子どもたちの学校生活においても、新入生が入ってきたときに高学年のお兄さんお姉さんがユマニチュード技法で丁寧に接してくれたら、1年生は不安が減ると思います。また、高齢者と一緒に住んでいる子どもがお年寄りに対してユマニチュード技法で接することで、とても優しい人間関係を築くことができると思います。これは、学んで常日頃から活用しなければ、すぐにはできないと思います。

そこで5つ目に、ユマニチュード技法を教育現場に取り入れるお考えをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） ユマニチュードの技法につきましては、介護や医療の現場など専門分野で導入されているものであります。その考えは児童生徒の目線に合わせて話をしたり、相手の立場を尊重した言動を心がけていくものと同様で、現在の教育におきましても大切にしておるところでございます。

小中学校における学習につきましては、学習指導要領に基づいて学習を進めています。学校の道德の授業の中で思いやりについて考えを深めたり、総合的な学習の時間に福祉をテーマにした福祉実践教室を実施したりしております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 先ほどの福岡市の例ですが、今年、第6回日本ユマニチュード学会福岡総会が福岡市の共催で開催されました。自治体との共催は初めてということですが、記念講演会や児童生徒に向けて、また地域に向けての講座が開かれたり、市民公開講座など市民の皆さんが参加できるイベントも開催しています。このほかに福岡市では、市民の皆さんにユマニチュードを実際に体験する講座も各公民館で開催しています。

そこで、本町の地域との連携によるユマニチュードの学習機会の創出の考えをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 町民がユマニチュードへの関心を持ち、実践してもらうための講座につきましては、先ほど申されました福岡市の先進事例も参考にしながら考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 本町においてもぜひ御検討をしていただけると幸いです。

それでは、次の質問に移ります。

投票率向上のために職員の方々も日頃から御尽力くださっていると思いますが、令和5年に行われた幸田町議会議員一般選挙の投票率は56.4%で、高いとは言えない状況にあると考えます。

そこで、幸田町の年代別も含め、投票率の推移の傾向と町の見解について伺いたいと思いますが、1つ目に、本町の選挙におけるここ数年の国政選挙、地方選挙の投票率をお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 直近の令和4年度から令和6年度までの国政選挙及び地方選挙の投票率は、令和4年執行の参議院議員通常選挙を除き、いずれも低下をしております。国政選挙は60%を超える投票率でございますが、地方選挙では40%から50%台となっております。

また、年代別の投票率でございます。議員の御質問にあった令和5年執行の幸田町議会議員一般選挙における投票率の傾向についてお答えをいたします。

あくまでもシステム管理して把握できている期日前投票のみにおける率でございますが、結果を見る限り、10代、20代といった若い世代では15%に満たない投票率がありますが、60代、70代においては25%を超えており、高齢者のほうが高い傾向にございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 投票率向上のためにも、10代、20代の方に選挙への関心を高める必要があることが分かりました。

幸田町では投票し希望すると、裏にかわいいイラストなどがついた投票済み証が交付していただけるという工夫もしてくださっています。投票済み証を請求される方は、主に会社勤めをされている方で、勤め先の会社に提出する必要があるからなどの理由が多かったと思いますが、最近では投票済み証をもらった方がお買物の際に割引を受けられるという取組をされている自治体もあります。

そこで2つ目に、選挙割についての考えをお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 投票済証を店舗等に提示し、割引サービスを受けることができる、いわゆる選挙割の御質問であります。

この取組が広がっていることは承知をしており、投票率向上のほか政治参加のきっかけづくり、地域活性化など、副次的な効果も見込まれるものと認識しております。

愛知県では名古屋選挙割実行委員会があり、選挙割普及のためのサポート活動が行われております。選挙割は、店舗などが選挙割参加登録をし協力店舗になる制度であり、若者が選挙に興味を持つきっかけになったなど、手応えを感じているとのことでございます。

一方では、投票に行かなかったことを理由として選挙割が受けられない不利益を受ける可能性があること、また利益誘導、買収等の法令に抵触することに利用されるおそれもあり、現時点では、選挙割に対する行政の関わり方については研究段階であり、慎重にならざるを得ません。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 慎重に取り組まなければならないということが分かりました。

京都の宇治市では選挙の際、障害のある方や意思疎通や投票方法に不安のある方等が投票をスムーズに行えるよう、想定されるお困り事や手伝ってほしいことをイラストや文字で表示しているコミュニケーションボードと投票支援カードを期日前投票所を含む全投票所に設置しています。まず、コミュニケーションボードには、イラストで問答形式で書いてあります。例えば、問いのところに字が書けませんと書いてあるので、そこを示すと、答えのところに係員が代わりに書きますとか、問いに書き間違えましたっていうところを指すと、二重線で訂正してくださいという答えが書いてあったり、ほかにも問いのところに貸してほしいものがありますというところを指すと、何が必要ですかとあり、点字機であったり、車椅子とか拡大鏡、老眼鏡など8項目が書いてあり、全て指でさせるようになっています。

また、もう一つの投票支援カードには、お手伝い支援が必要な場合、対応してほしい内容をあらかじめ投票支援カードに記入されております。手伝ってほしいことを教えてくださいというふうに書いてあって、それぞれにチェックを入れるようになっています。例えば、投票用紙に代わりに書いてほしい、代理投票ですとか、コミュニケーションボードを使いたいとか、文字を読んでほしい、筆談してほしい、ゆっくり話してほしい、投票所内を誘導してほしい、そのほかに何か記入してくださいというふうに書いてあって、そこにチェックを入れるようになっています。入場券はがきと一緒に投票所の係員に渡します。

コミュニケーションボードや投票支援カードなどを使っている愛知県内の市町村は、刈谷市、岡崎市、蒲郡市、豊田市、春日井市、名古屋市、稲沢市、瀬戸市、日進市など多くの市で投票の手助けをしております。

そこで3つ目に、投票所で困ったとき、ボードなどで意思疎通の支援を行う考えをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） コミュニケーションボードは、本町におきましても愛知県から提供されたものを投票所に常備をし、障害のある方とも意思疎通できる体制を取っております。また、各投票所の職員が中心となって、困っている有権者に声かけをするなど支援をしております。

投票支援カードにつきましてはよい取組と考えますので、早速次回の選挙から導入できるよう準備を進めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） コミュニケーションボードを常備されているとのことですが、先日、障害を持った方が気づかなかったと言われたので、よく見える場所に置いていただくとよいと思います。

また、投票率が高い高齢者の方に関してですが、期日前投票ができる期間が国政選挙では10日ほどありますが、地方選挙になると4日しかなく、なかなか家族にお願いできなかったり、悪天候で出かけられない場合もあります。

4つ目に、投票所にアクセスできない町民への対応をどのように考えますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 現制度におきましては、例えば身体障害者手帳等をお持ちで一定の基準を満たす方には、自宅等で投票用紙に記載し、お住まいの場所から郵便等で投票ができる制度がございます。そのほか投票所にアクセスできない方に係る対応といたしまして、特に本町のチョイソコこうたの全町への拡大など、今後の交通施策の動向を踏まえ、各部局と調整しながら支援策を研究していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） チョイソコこうたを使うことができれば大変ありがたいですね。移動が難しい高齢者や障害のある方が対象に、全国でいろいろな市でオンデマンド型移動投票所を導入しておりますが、茨城県つくば市は、2024年の市長選と市議選で投票箱を載せた車両が投票希望者の自宅前を巡回するオンデマンド型移動投票所を導入し、先進的な行政サービスの提供を目指しました。

オンデマンド型移動投票所は、投票所までの移動が難しい高齢者や障害者などの期日前投票を支援できます。電話やインターネットで事前に受け付け、投票箱を載せた車両が要望に応じて個人の自宅前を巡回。そして、車両内で投票します。通常の投票所と同様、市職員ら立会人が常時車両に乗り込んで投票を見守ります。利用した高齢者は、久しぶりに投票できたと喜んでいる方も多くみえました。投票カーの導入が、投票率向上に寄与していると報告されています。

そこで5つ目に、本町において移動選挙投票カーなどの導入の考えをお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 車両を利用した移動投票所の取組があることは承知しております。投票所にアクセスできない方への配慮のみならず、投票率向上にもつながると考えられます。

その一方では、秘密の保持、二重投票の防止、人員の確保などの課題がございます。特に人員の確保につきましては、投票管理者が1人、投票立会人が2人、職員1人が最低必要となりまして、その職員は選挙全般の知識を持つ選挙管理委員会事務局での対応が想定され、現体制では困難であります。効果的な手法の一つとして、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 移動選挙投票カーの具体的な運用方法や運用計画など、課題が多過ぎることが理解できました。

今後、本町として可能性が考えられる投票率向上のための計画や運用方法についてお聞きします。また、住民への周知などもお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 本町における投票率向上のための運用方法及び住民への周知方法は、国及び県から提供されるポスター、チラシ、選挙公報等による啓発や町で作成したチラシの配布、ホームページや広報こうたへの記事の掲載、防災無線や車載拡声機による啓発活動等などでございます。また、投票済証の裏面に本町の小中学校の児童生徒

が書いた選挙ポスターの絵や、さきの衆議院議員総選挙では合併70周年をPRするロゴマークを印刷するなど、選挙のイメージアップの効果を期待し、取組を行ってきております。

冒頭の若年層の投票率向上は重要な課題でございます。政治や社会に関心を持ち、自分事として考えていただくため、現在、小中学校及び高校を対象として、出前講座も行ってまいります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 様々な周知方法が取られ、啓発活動も実施されていることが分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

文部科学省が2024年6月12日に発表した学校給食費に関する実態調査の結果によりますと、2023年度時点で全国の自治体で学校給食費の無償化を実施しているのは、約3割に当たる547自治体でした。これは、2017年度の約4%から大幅に増加しています。このように、学校給食の無償化や補助制度を設ける自治体が全国的にも増加傾向にあります。1つ目に、県内近隣市町の現況をお伺いします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 令和6年6月に愛知県教育委員会が実施しました学校給食費の負担軽減の実施状況に関する調査における近隣市の状況について報告をいたします。

岡崎市、平成28年度から4月分の給食費のみ無償化を実施。西尾市、無償化の予定なし、1食当たり19円を公費負担。蒲郡市、無償化の予定なし、1食当たり25円を公費負担。安城市、令和5年9月から小中学校の給食費を無償化。刈谷市、無償化の予定なし、1食当たり25円を公費負担。豊田市、令和6年4月から小中学校の給食費を無償化。碧南市、無償化の予定なし、1食当たりの赤字分を公費負担。知立市、無償化の予定なし、1食当たり35円分を公費負担。高浜市、無償化の予定なし。みよし市、令和6年1月から令和7年3月まで給食費を無償化、来年度以降は未定という、こういうことになっております。近隣市における給食費無償化を継続的に実施しているところは、安城市、豊田市、みよし市というふうになります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 給食につきましては、子どもたちが質の高い給食を摂取することで成長期に必要な栄養を確保でき、集中力が向上し、学力の向上にもつながると考えられます。特に朝食を取らない子どもや家庭の経済状況によって栄養が不足している子どもにとって、学校給食は貴重な栄養源となり、健康と学習効果の向上が期待できます。

学校給食の費用は、家庭にとって少なからぬ負担です。無償化することで、家庭の経済状況にかかわらず全ての子どもが平等に栄養のある給食を受ける権利を享受することができます。また、給食費が生活費に占める割合が減ることで、家庭内での他の教育費や生活費に振り分ける余裕も生まれ、経済的負担の軽減と教育の平等化が得られます。

そこで2つ目に、本町の小中学校の給食費は1人当たり1食は幾らで、また月額、年額は幾らになるのでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 給食費におきましては、1人1日当たり、小学校は240円、中学校は270円の負担をいただいております。実際の賄い原材料費におけるかかった経費につきましては、令和5年度の実績では、1人1日当たり約297円となります。月額では平均17食で換算いたしますと、小学校では4,080円、中学校では4,590円で、年額につきましては190食で換算いたしまして、小学校では4万5,600円、中学校では5万1,300円となります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） では、子どもが3人いれば、月額1万5,000円ぐらいで、年額15万円ぐらいになりますね。

では、3つ目に、本町での給食費の滞納はどのくらいありますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 滞納額につきましては、令和3年度で13万6,440円、令和4年度で5万2,440円、令和5年度で1万8,720円となります。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） では、不登校の間の給食費はどのように対応していますでしょうか、お聞きします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 基本的には、保護者の申出により給食を止めることとしております。不登校の児童の状況を見ながら、学校側が止めるという場合もございます。個々で状況が異なるために、適切な対応がとれるよう学校と保護者が相談をして判断をしておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 給食を無償化することで、行政が家族の生活を支え、子どもが安心して成長できる環境を提供しようとする姿勢を示すことができ、これにより住民が行政に対して信頼が深まり、地域社会全体の結びつきも強まると思います。また、学校給食に地元の食材を積極的に取り入れることで、地域の農業や経済を支えることができます。また、無償化により給食への関心が高まれば、地域の産業との協力もさらに進むと期待できます。地域の農産物を活用することで地産地消を促進し、地域経済の活性化、また貢献にもつながります。そこで、給食費の無償化、補助制度を導入するお考えを再度お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 教育部長。

○教育部長（菅沼秀浩君） 学校給食の経費負担につきましては、学校給食法第11条で施設及び設備に要する経費や人件費等は学校の設置者である町の負担とし、給食材料費について、その相当する額につきましては給食費として保護者負担と定めております。また、経済的な理由によりまして支援が必要な児童生徒につきましては、就学援助や生活保護制度により給食費の全額助成があります。保護者には、給食費により児童生徒の心身の健全な発達がなされていること、学校教育における各家庭での役割について御理解いただくことで、給食費の負担について御協力をお願いしているところでございます。

物価高騰により給食の材料費が値上がりをしておりますが、現在負担いただいで

いる給食費を超える食材費につきましては公費負担といたしまして、給食費の保護者負担は現状維持ということでしております。給食の質を落とさず、児童生徒に栄養バランスの取れた学校給食を今後も提供できるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂君。

○3番（野坂純子君） 学校給食の無償化に向けた予算確保は必要不可欠ですが、そのためには既存の予算の再配分や国からの補助金の活用、又は他の分野との連携によるコスト削減策など課題もあるようですね。

ずっと物価高騰により給食材料費が値上がりしていますが、現在徴収している給食費を超える食材費については、公費負担1人当たり月額で5,049円、年額5万6,330円とし、給食費の保護者負担費は現状維持としてくださっていることが分かり、とてもありがたいことであると再確認いたしました。

しかし、学校給食の無償化は一時的な施策にとどまらず、次世代を担う子どもたちの成長と地域の未来への大切な準備です。国の政策の動向を見ながら、この政策の実現に向けて、一日も早い段階的、試験的な導入施策の御検討をお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 3番、野坂純子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、田境 毅君の質問を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従って質問をいたします。

まず初めに、1つ目のテーマであります、将来を見据えた町政運営についてであります。

最近の報道でもありますが、急激な環境変化により、この前半期だけでも33万人の出生数ということで、今年度は出生数60万人台、こういったことが考えられており、これに耐え得る町政運営が求められていると考えております。

令和7年度以降の施策をそういった観点から確認をしたいと思っております。

まず初めに、1つ目ではありますが、人口流出問題への産業政策について確認をします。初めに、高校卒業後の転出状況を確認をさせていただきます。

大学を持たない本町では、大学進学は町外への転出につながる人が多いと考えられます。自宅から通学をすることを選択する学生もいれば、転出を伴う進学を選択する学生もいる、こういった状況にあるかと思っております。就職においても同様な状況であると言えます。次世代を担う若者の選択が幸田町を起点とした生活を送ることができる、安全安心で魅力のあるまちづくりが期待されていることから、実態把握や課題を基に的を射た施策を推進することが重要と考えます。

初めに、高校卒業後の転出状況をどのように分析をされているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査によりますと、幸田町の人口増減のうち転入及び転出の件数は、2019年、令和元年が398人の流入超過、2020年、令和2年は138人の流入超過、2021年、令和3年は111人が流出超過、2022年、令和4年は192人が流出超過、2023年、令和5年は54人の転入超過となっています。

転出及び転入の件数といたしましては、やはり、ライフステージの変化の著しい若い世帯が多い傾向にあります。議員の御指摘どおり、大学や専門学校などへの進学や就職を理由とした転出が多いのではないかと推測されます。こうした一度幸田町を離れた方が幸田町に戻ってくるため、また幸田町以外で生まれ育った方を呼び込むためには、三河地域の強みである働き場所の多いことを生かしながら、幸田町で生涯を過ごしたいと思うことができるようなまちづくりを進めていく必要があると考えています。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 傾向は分かりました。

企業誘致による生産年齢人口の変化について確認をさせていただきます。

人口流出問題への産業政策は、第7次総合計画作成において現状分析や検討が進められていると認識をしております。直近の企業誘致では、今日の午前中の答弁にもありましたが、愛知県企業庁が2024年11月28日に記者発表した須美前山地区の工業用地への企業立地土地売買契約締結についてによると、南側の2区画合計約2万平方メートルに2社が確定しております。北側の2区画合計約6万7,000平方メートルは、現在は未定の状況ということであります。

企業への土地引渡しは、工事完了後の2026年11月頃になる予定とされております。2年後には4区画に企業が誘致されると見込まれております。そこで、企業誘致による生産年齢人口の変化に関して、最新の分析を伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 幸田町における生産年齢人口の割合についてですが、2020年、令和2年の国勢調査時点での年齢3区分別人口は、生産年齢人口15歳から64歳が2万6,254人で、総人口全体の61.8%、高齢人口65歳以上が9,213人で同21.7%、年少人口0歳から14歳が6,982人で同16.4%となっています。生産年齢人口は増加傾向にありましたが、2023年、令和5年時点では2万6,120人と、2020年と比較して減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計によりますと、今後は現在の生産年齢人口が65歳以上へシフトしていくことにより、2050年、令和32年には2万2,000人台まで減少すると推計されています。

企業誘致を進め新たな企業が創業されれば、働き手となる生産年齢人口が幸田町に訪れることとなりますので、幸田町と関係を持った方をいかに幸田町に住んでいただけるようにするかを考えていく必要があります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 生産年齢人口については既に減少に転じており、今後も減少するという推計をされております。

次に、人口の増加施策について伺います。

そういった状況にある中で、将来を見据えて第7次総合計画が作成をされております。産業政策とその課題が明確であることが重要だと考えております。

人材不足を解消するため、現在、愛知県を中心に高卒者の就職を促進する動きもあると聞いております。自動車関連産業が多い三河地域の中でも住みやすいと評価されている本町の利点を生かした政策が望まれていると思います。的確な人口の増加施策を考えておられましたらよろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 人口増加の要因としましては、住む場所と働く場所の確保が必要と考えています。これまでも積極的に取り組んできた企業誘致や区画整理による住宅の供給が今後も重要になると考えられます。

少子高齢化の進行と人口減少の問題は全国的な問題であり、幸田町も例外ではありません。生産人口については既に減少に転じており、今後も減少すると推計されていることは説明したとおりですが、年少人口もこれまで増加してきましたが、2023年、令和5年には6,654人と、2020年、令和2年と比較して減少に転じています。社人研の推計によると、今後は緩やかに減少し、2050年、令和32年には6,000人を下回る見通しでございます。

5年に一度公表されます人口動態保健所・市区町村別統計によりますと、平成30年から令和4年の幸田町の合計特殊出生率は、全国平均の1.33より0.29ポイント高い1.61ですが、厚生労働省はストップ少子化戦略として2025年に希望出生率1.8の実現を掲げていますが、幸田町においても達成できていない状況にあります。2023年、令和5年に全国の合計特殊出生率は1.2と発表されており、ますます年少人口の減少が進むと考えられています。

人口減少、特に生産人口の減少の対策として、外国人との共生が国でも取り上げられていますが、幸田町の人口流出の状況からも、国外からの転入を無視することはできない状況にあります。令和5年4月には「こどもまんなか」をスローガンにこども家庭庁が発足し、異次元の子育て支援が掲げられていますが、本町においても中長期的な視点で若い世代が流入できる住む場所、働く場所の供給に加え、子育てしやすい町や多様性社会についても総合計画にその理念を、それぞれの個別計画においても施策を着実に進めることが重要になってくると考えます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 年少人口も減少に転じております。特に生産人口の減少への対策として、本町においても外国人との共生や国外からの転入を無視することはできない状況であり、総合計画ではその理念を、それぞれの個別計画では施策を着実に進めることが重要であるということが理解ができました。こちらのほうは積極的にそういったところへの取組をされるということですので、ぜひ継続的な活動をお願いしたいと思います。

次に、全庁の業務改革について質問いたします。

今回、全庁における業務負荷低減の考えについて確認をしますが、DXへの対応や行政の働き方改革、SDGsなど、新たな取組に対して全庁を挙げて本格的に取り組まれていると認識をしています。

本年度は町村合併70周年記念事業が様々な形で開催され、多くの町民が参加をされ活気が感じられる、そういった状況にあるかと思えます。コロナ禍とは違った、行政組織全体の業務負荷の高まりが感じられています。町民に喜ばれる行政運営が継続されるよう、将来を見据え、高負荷を慢性化させない取組が必要と考えております。

既にDXの取組においては、全庁横断的に業務の棚卸をされており、業務の改廃や止める、変えるが見える形になっており、実践できる段階にあると考えています。町民のために使う時間を職員一人一人が適切に確保できるようどのように進められるのか計画すべきではないかと考えています。そこで、全庁における業務負荷低減の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） DXの関係につきましては、令和5年度に実施いたしましたDX推進支援業務におきまして、住民課をはじめとする窓口担当課の10課17グループを対象に、BPR（業務改革）に伴う業務量調査を行いました。各課の事務分掌等に基づき、職員が行うべき複雑業務と単純業務、現行業務内容、業務量調査の実施、課題抽出するとともにヒアリングを行い、現行業務の課題と改善方針の検討、実施方法の具体化をしました。その中で、書面でのやり取りを電子オンライン申請に変更する等して、住民サービスの向上並びに事務の効率化を目指していきたいと思えます。

また、自治体情報システム標準化・共通化の移行につきましても、標準化法、国の策定しました標準仕様書に基づき、令和7年度中までに移行しなければならぬ事務を進めています。

さらに、さらなる住民サービスの効率を図る必要があるため、第一段階といたしまして、書かない、待たない、迷わない窓口である窓口フロントヤードの改革も進め、最終的には、標準化移行後、データのシステム連携ができる仕組みを構築し、職員の事務効率化も目指していきたいと思えます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） DX計画に基づき進められることが理解をしました。

次に、業務改廃の実績、業務負荷低減の方策について伺います。

国の事業仕分が本格化した際に、本庁においても業務仕分をされた経緯があると記憶をしています。業務改廃をどのようなタイミングでどんな規模でされているのか、直近での業務改廃の実績を伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 業務の改廃につきましては、直近と申しますか、少し前ではございますが、平成23年度から平成25年度までの3年間にわたり、行政改革推進プロジェクトの一つとして事業仕分を行った実績がございます。公開の場で事業について議論をすることで、事業の見える化を図ることができたとともに、事業の必要性や仕事の

やり方を見直すきっかけとなりました。

その後につきましては、大幅な見直しを行っておりませんが、各部署が日常業務において、その時々ニーズの把握に努めながら事業を見直し、必要な事業は積極的に推進し、見直すべきは見直すとともに効率化を意識し、業務の改廃に努めております。また、組織の体制変更があった場合も、事業の見直しを行う良い機会と考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 日常業務で業務改善されており、組織体制の変更時が大きく業務改廃できるチャンスであると理解をしました。

業務負荷低減の方策についてであります。町村合併70周年を機に、日常での業務負荷低減を促進すべきではないかと考えております。今までに経験のない環境変化の中で、将来を見据えた持続可能な町政運営をするにはすべきではないかと考えます。例えば、窓口業務ではどこまでが人に関わるべきかなど、今まで経験のない様々な課題が見えてくると想定をされます。業務負荷低減の方策として、事業のスクラップを強く意識して、スピード感のある対応をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。現時点で考えられている方策があればお聞きをします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） デジタルを活用した業務負荷低減につきましては、電子申請をはじめとする業務改善アプリにより、こども課を中心に電子申請を適用しています。例えば、こども課の児童クラブの入会受付では、年間1,000件のお申込受付について、システムへの転記時間に年間約250時間を要していましたが、電子申請の導入により年間50時間程度、80%の削減ができる見込みでございます。電子申請につきましては、町民の来庁が不要になるなど、定性的な住民サービスの向上の側面も大きく、今後も継続して各課で導入を進めていきたいと思っております。

また、これらの取組を継続していくためには、デジタル人材の育成を並行して進める必要があります。研修等を実施する中で令和5年度には、児童クラブ入所申請受付をはじめとする10業務の改善アプリを作成し、令和6年度には、草刈り機補助申請フォームをはじめとする5業務を作成いたしました。現在は、各職員により災害被害の情報収集業務をはじめとする17業務を作成中でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 児童クラブ入会受付業務においては、電子申請の適用で80%削減の見込みとのことであります。また、デジタル人材の育成も着実に進められていることは理解ができました。一方で、業務を効率化することで業務量を減らすことが望ましいものの、窓口業務をはじめ町民への対応では適切な時間を要する事案もあると認識をしています。

民間企業での経験から、業務に適切なゆとりを持てる環境づくりが、業務において様々な気配りや想像をすることが可能になり、住民サービスの向上につながると考えております。一人一人の成果の積み上げが最大化する運営が望まれています。これらは、職場の自浄作用も期待ができるものであります。

業務の性質上、業務量を減らせない場合には、職員1人当たりの負荷を分散させる勤

務などの方法も必要と考えますが、検討すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 行政の働き方改革についての御指摘と受け止めております。

今後さらに住民サービスを維持しつつ、職員一人一人がよいパフォーマンスを発揮できるよう、さきのD Xの取組等による事務の効率化と併せまして、適切な人員配置、フレキシブルな働き方の導入などにより、健康的な労働環境を整えていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、町公式L I N Eによる通報件数に対する職員業務負荷低減の効果について伺います。

2月から運用が始まったものでありますが、効果の検証はされたでしょうか。導入初期には多くの問題が出ると想定でき、適宜改善されるものと理解をしています。今まで運用してきた行政区と町窓口での対応をする場合と比較をして、業務負荷低減の効果が明確にできることが望ましいと思います。町公式L I N Eによる通報件数に対する職員業務負荷低減の効果の分析をされたか伺います。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和6年11月18日現在の町公式L I N Eによる通報件数といたしましては、合計で88件あり、内訳といたしましては、道路標識路面標示に関することが17件、道路に関することが62件、災害被害に関することが2件、公園に関することが4件、街路樹・防犯等に関することが2件、河川に関係することが1件でした。L I N E導入前までは、区長からの通報・連絡、ホームページや電話の問合せによるもので対応しており、位置や現場状況の確認し難い点があったと聞いていますが、L I N Eでは地図上に位置の表示や現場の状況写真が添付されることで、場所が分からないことが減少したと報告を受けています。また、L I N Eの通報機能を利用している区もあるとのことで、区長からの連絡も減少していると聞いています。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 現状は88件の内訳件数だということです。町公式L I N Eによる通報システムは、そういった面でいきますと活用が広がっており、行政区の業務負荷低減に寄与しているということが理解できました。

利用促進をお願いした際に、組織の立場で通報する場合には通報に対する結果のフィードバック、これが望まれているという声が寄せられています。利用上の問題点として、窓口として手軽に通報できるんですが、結果は通知をされない。こういった今状況にあるかと思います。通報した結果は、現地で対策完了を目で見て把握することに現状はなっております。完了通知が届く運用が望まれております。結果をフィードバックする考えについて伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現状では、通報機能に関する対応連絡については行っていませんが、将来的には対応した箇所をW e b上の地図で確認できるような仕組みを検討していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 対応のほうをしていただけるということだと理解をしました。

次に、町政発信における民放放送、これはデータ放送ですが、この活用について確認をさせていただきます。

ケーブルテレビで町政情報が発信をされています。ただ、加入者は半数程度というデータを記憶をして、そういった理解であります。住民意識アンケートの結果から、町政情報の入手経路は、広報紙とテレビが多いと認識をしています。

民放放送のテレビのデータ放送を活用して、災害時の情報を発信できる仕組みがあることを、愛知県内の研修会で紹介をされました。データ放送をロキポアプリという仕組みで、自治体の担当者が入力した広報、防災情報を即時に民放4局、これは東海テレビ、中京テレビ、CBCテレビ、名古屋テレビ、このデータ放送をロキポアプリに表示することが可能というものであります。

導入の状況については、この研修を聞いた時点では、九州朝日放送では福岡県・佐賀県内の39自治体で、dボタン広報紙と呼ばれており、ほかに静岡、愛媛、鹿児島などの放送局と各自治体の実施をしておるそうです。それから北海道文化放送では、北海道内27自治体で地デジ広報と呼ばれ運用されているそうです。

愛知県内で、災害時のほか広報の利用促進に取り組まれており、この仕組みを活用できると町政情報をより多くの町民へ届けることが期待ができます。町政情報発信の拡充として、民放放送、テレビのデータ放送の活用を含め、実現の可能性を伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 町政発信における民放放送の活用については、全国瞬時警報システム（Jアラート）のデータをタウンメールやLINEを介して情報発信をしています。また、災害時における対策本部の設置、災害避難所情報を県の愛知県防災情報システムを介して民放にデータ提供をしています。大雨等による町内3か所のアンダーパス情報につきましては、デジタル技術を活用してホームページやLINEに掲載するとともに、三河湾ネットワークへの情報提供ができる仕組みを検討していきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町民に最適な仕組みが構築できることを期待をします。よろしくお願ひします。

次に、インバウンドを生かす施策について確認をします。

全国では、国外からの旅行客はコロナ禍前の状況に戻りつつあり増加傾向、国内においては円安の影響で海外旅行の割高感などを背景に国内旅行を選択される傾向などと報道をされています。

本町における環境の変化としては、名豊道路の全線接続や中部国際空港から幸田桐山インターへ接続される名浜道路の計画など、今後も町外からの人流増加による経済効果の獲得が期待される状況であると認識をしています。

町財政の安定や税収増につながる新たな財源の確保や取組が望まれていると考えます。幸田町の資源を生かした取組が今後必要と考えることから、国内旅行者を含めた町内で

のインバウンド実績、インバウンドに対する施策、インバウンドを生かす仕組み構築の考えを確認をします。

初めに、国内旅行者を含めた町内での実績を伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町におけますインバウンドの実績につきましては把握できていないわけではありますが、昨年度、国内外から道の駅筆柿の里へ訪れた方は、レジ通過者集計であります。年間約30万人となっております。今後も国内外旅行者を含めた誘客に向け、周辺自治体との連携を進めることがインバウンドを生かす仕組み構築において重要と考えております。

そこで、周辺自治体の広域連携の一例としまして、西三河9市1町から成り立っております西三河広域観光推進協議会があります。この協議会では、10か国語に対応しました観光サイトに本町の情報も掲載をしております。インバウンド対応も意識した取組となっております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 昨年度の年間約30万人というのが目安になるのかなというふうに考えます。

国内旅行者も含めた施策について伺います。

車移動を前提にした旅行者が立ち寄る環境づくりの中で、駐車区画の不足は致命的ではないでしょうか。平日でも休日でも、物流トラック台数と一般車両の積算台数に耐え得る拡充が喫緊の課題と考えております。

道の駅を起点に、町内近隣市の観光スポットと、広域連携による相乗効果が期待をされています。

考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 国道23号名豊道路に接します道の駅筆柿の里におきましては、議員の言われます、駐車区画の不足を少しでも埋めるため、旅行者が立ち寄る駐車場の拡幅に向けて、国土交通省と協議を進めていく予定であります。

今後は、先ほど申しました、西三河広域観光推進協議会の広域連携により相乗効果を期待しまして、本町としましては、国内外の観光客を対象とした事業として、特産物など地域資源を活用したグルメ開発事業や、映画・ドラマなどのロケ誘致事業など、町の魅力向上に向けた施策に取り組む考えでおります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） そういった状況を理解させていただきました。

国内旅行者や、このインバウンド客を生かす仕組み構築の考えについて伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町では、近隣自治体などで構成されております、国道23号&1号バイパス観光交流ミーティングに参加をしております。本年度の国道23号名豊道路全線開通を好機と捉えまして、本町は、道の駅を軸とした観光ロードマップの

作成に向け協議を進めておるところであります。

各自治体や、他の道の駅との連携した取組の構築を進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） そういった状況の中で、次の質問になりますが、ふるさと寄附金を道の駅売場のレジで納付するような仕組みを考えていく必要があるのではないかと思います。

ふるさと寄附金の増収施策に関する考えはどのようなか伺いたいと思います。現時点の施策を確認させていただきます。

お願いします。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和6年4月から事務を企業立地課に移管し、職員を選任二人としたことで、返礼品提供事業者の開拓など、これまで余り取り組んでいなかったことに着手できました。これにより、新規返礼品提供事業者18、新規返礼品91を獲得でき、一部は既に返礼品として提供を開始しております。

しかしながら、積極的に新たな取組を開始したことで関連事務が増加しており、現状では人が足りず、さらなる取組は困難な状況であり、現在の業務委託先では対応できない業務に取り組んでもらうため、業務委託先の見直しを調査、検討中であります。

具体的には、単に、受発注の管理や、ポータルサイトの登録を行うのみではなく、検索を上位に表示するSEO対策や、返礼品の開発等にたけた業者としたいと考えております。

また、今年度からは、楽天、ふるさとチョイス、ふるなび、さとふるの4大サイトとの情報交換を積極的に行っており、それぞれのサイトごとに対策を行っております。イベントにも積極的に出店しており、最大のイベントであったふるさとチョイス大感謝祭では、パンフレット1,000部を配布し、多くの方にエアウィーヴの体験をいただき、幸田町はエアウィーヴ創業の地であることをPRできました。アイボの体験、クリンスイの上水の試飲の反応も極めて良く、多くの方から寄附をしますというお声を頂き、強い手応えを感じているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 今、維持をするために大変な対応を職員の皆さんがしていただいているということが理解できました。

少し午前中にも答弁がありましたが、令和6年度見込額、減少傾向と報告されているんですが、ふるさと納税の最新状況を改めて伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、令和6年度の見込みといたしましては約25億円であります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） こういった25億円という状況です。手軽に寄附できる仕組みづくり、こちらについて確認をさせていただきます。

減収傾向を脱却するための施策が望まれています。手軽に寄附できる仕組みづくりを

積極的に推進し、地方創生の趣旨に合致した効果を積み上げることが期待されていると思います。

考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 町は、積極的に手軽に寄附のできる仕組みづくりに取り組んでおり、インターネットでの申込みと、紙による申込みのどちらにも対応しております。紙による申込みにつきましては、支払い手段は、納付書、インターネットによる申込みにつきましては、支払い手段はさらに多様でありまして、サイトによって一部異なりますが、クレジットカード、コンビニ決済、P a y P a yなどのキャッシュレス決済、ドコモ、a uなどのキャリア決済、銀行振込や郵便振替による決済、P a y - e a s yによる決済などがあります。これに加えまして、現地決済型ふるさと寄附にも取り組んでいる状況にあり、天の丸と葵カントリーでは、その場でふるさと寄附をすることで、宿泊代金やプレー代金を使える電子クーポンを発行しております。また、先日、一部の店舗でしか利用できませんが、P a y P a y商品券をふるさと寄附のお礼の品に追加したところがあります。

今後は、参加店舗数を増やしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 一部では、現地決済型ふるさと寄附に取り組まれております。新たな取組として、P a y P a y商品券の参加店舗数を増やす方針ということを理解しました。

道の駅売場レジの活利活用について、ここで確認をします。

去る10月25日に実施した福祉産業建設委員会の視察では、丹波町道の駅味夢の里において、現地決済型のふるさと寄附の仕組みを学ぶことができました。ふるさと寄附制度を趣旨に沿った仕組みであり、多くの旅行客が売場で寄付されており、効果的な運用をされていました。現状の仕組みを基にして、導入場所や運用、システムの工夫をすることで、さらなる増収効果が生まれるとも認識をしております。

道の駅売場の利活用の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） ふるさと寄附を担当する部署といたしましては、多くの方が訪れる道の駅でふるさと寄附のPRをさせていただきたいと考えております。

現状といたしましては、ふるさと寄附のパンフレットを設置しており、なくなることはないよう、毎月、必ず補充しています。ふるさと寄附ができる自動販売機があるため、こちらの設置についても道の駅に提案いたしましたが、設置する場所がない、道の駅の商品は町の特産品以外もあるため対応が難しい等の理由で、実現できていない状況であります。

道の駅のレジ決済でふるさと寄附もありますが、こちらも、道の駅の商品は町の特産品以外もあるため、対応が難しいという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の言われます、本町道の駅の売場利活用につきまして

は、京丹波町の道の駅初め、近隣では、本町と同じく、名豊道路沿いに隣接しております豊橋市の道の駅においても、現地決済型のふるさと寄附を実施しておるところであります。

本町の道の駅としましては、オペレーション上の問題、また、先ほど、企画部長も申し上げましたが、寄附の性質上、幸田町の特産品しか渡せないなどのことから、支払いにおけますレジでの販売ができない等々ございます。したがって、現時点では、現地決済型のふるさと寄附の仕組みが構築できていない状況であります。

まずは、道の駅の売場の利活用における多くの課題を解決するところから考えていかななくてはならないと承知をしております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 売場で多くの課題解決が必要な状況であることが理解できましたが、大変有効な仕組みだと考えますので、利用者も事業者も手軽に寄附できる売場の仕組みづくりが最重要課題と考えます。

一朝一夕でできるようなものではないと認識をしております。町としてはどのように取り組まれるのか、考えを確認します。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 今後の取組とのことであるかと思えます。

まずは、令和5年10月に、本町とまちづくり連携協定を締結しております京丹波町や、近隣豊橋市などの先進地施設の道の駅の情報を得ながら、本町道の駅における課題など、解決に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 先進地に学び、筆柿の里・幸田の課題が解決されることを期待します。

町民が望む、将来を見据えた町政運営をお願いして、次のテーマに入りたいと思います。

二つ目のテーマであります、町民の安全・安心向上施策についてであります。

安全・安心に対して積極的な取組が実施されていると評価をしておりますが、最大の効果を得られる持続的な取組が今後も望まれております。

初めに、防犯カメラを犯罪の多い地区へ重点設置することについて伺います。

侵入盗の発生地域、防犯カメラの設置方針、重点設置する地域選定など、防犯カメラの拡充においては、経費を抑制する設置の工夫などにより町内全域が網羅をされております。スピード感のある取組が、これは評価をできるものだと考えております。

全国で侵入盗の被害が報道されております。中には、大変傷ましい結果になった事件も発生しています。岡崎警察署管内でも警戒を強めていると聞いております。防犯カメラの抑止効果は期待ができます。効果的な設置や運用がその面では重要と考えております。

そこで、まず、侵入盗の多く発生している地域の分析を伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 令和5年中におきます、侵入盗が多く発生した地域につきまして

ては、認知件数が多いほうから順に、大草区が7件、里区が5件、鷺田区と市場区がそれぞれ3件となっております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町内に偏っているわけではなく、分散して発生していることが分かります。

防犯カメラの設置方針について確認をします。

抑止効果をさらに高める必要があると思います。防犯カメラの設置方針を伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止を目的として、本町の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づきまして、次の2点を満たす場所へ設置しております。

1点目は、犯罪の発生を抑止するために有効であると町長が認める場所、2点目は、原則として、道路、公園、河川、その他の公共の用に供する場所を撮影範囲とし、特定の個人及び個人が所有する建物等を監視することがないように配慮しなければならないこと。

以上でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、重点設置する地域の選定について確認をします。

例えば、行政区内で組費の徴収を自宅訪問し、集金している地域もあると聞いています。これは、市街化区域で住宅が密集していて、組の単位でいっても200件に迫るような規模になっているようなところであります。回収する金額、合計すると、多分、100万円ぐらいが会計さんのところに集まる、そんなような状態のところであります。

これは、何でもこういうことが起こっているかといいますと、金融機関では振込手数料が必要な仕組みに移行したことで、金融機関へ行けない、ネットバンキングできない町民が顕在化したことから、金融機関や、地域の仕組みとしては望ましいものであっても、移行することが難しい町民に寄り添った役員の対応であり、役員が夜間に自宅へ集金に伺い、会計担当者へ現金を届ける、こういったことが行われております。現状の仕組みでは、集金中のリスクと現金保管中のリスクが顕在化していると聞いております。近い将来、予測される役員の高齢化に対する防犯面も喫緊の課題であると感じております。

そういったところで、重点設置する地域選定を検討すべきではないかと考えますが、伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 設置の考え方でございますが、設置する地域の選定につきましては、設置の開始当初は、犯罪発生状況や、児童の安全の観点から進めてまいりました。

防犯カメラの増設を進めてまいりました令和元年度からは、岡崎警察署と協議をいたしまして、犯罪発生状況等を踏まえた上で、犯罪の発生を良くするために有効と考えられる場所、具体的には、集落へ出入りするための主要な道路等を中心に設置を進めてまいりました。

議員御指摘の、社会の仕組みの変化、高齢化による防犯上のリスクにつきましては、

どの地域についても大きな課題でございます。防犯カメラのみならず、各家庭におきまして、センサーライト、ブザー、施錠するなど、あらゆる防犯アイテムを活用いただき、お住まいの環境のセキュリティーを向上させることが重要と考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 住民ニーズの安全・安心は方針として反映されていることが分かりました。

狙われやすい場所では既設防犯カメラの抑止効果を最大化できるよう、カメラが作動していることを明確に知らせる掲示も効果が期待できると思っておりますが、考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 犯罪の抑止のため、防犯カメラの存在を知らせることは大変重要でございます。

現在におきましては、防犯カメラ作動中という表示がされてはおりますけれども、小さく、目立たない状態でありまして、今後、カメラの抑止効果を最大限発揮できるよう、掲示等の方法を考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、防犯灯の設置場所の最適化について伺います。

防犯灯の設置基準、防犯灯の町内設置状況、防犯灯の令和6年度新設要望状況、防犯灯の撤去実績、安全向上と経費削減の見える化、設置場所の最適化などを確認を順にしたいと思っております。

初めに、防犯灯の設置基準について伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 防犯灯の設置につきましては、夜間における犯罪の未然防止を目的としまして、本町の防犯灯設置要綱に基づき、次の2点を満たす場所へ設置しております。

1点目は、公衆用道路で、原則として、隣接する防犯灯から40メートル以上の距離を有していること、2点目は、個人の利益とみなされない場所であること、この2点でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 次に、防犯灯の町内設置状況、防犯灯の令和6年度新設要望状況を加えて伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 町内における防犯灯設置数につきましては、令和6年3月末時点で4,253基であります。

また、令和6年度の新設要望は18か所頂いておりますが、このうち、13か所への設置を終えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 区域が指定されますので、4,200基以上ありますと、大体、区に対して180基ぐらいは平均的につけられているような状態だということが理解できました。

では、防犯灯の撤去をされた実績ありましたら教えてください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 防犯灯の撤去実績につきましては、令和3年度、11か所、令和4年度、3か所、令和5年度、1か所でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 安全向上と経費削減の見える化について、次に確認をします。

先ほどの答弁で、撤去されたこともあります。町内、4,253基は、そういった面でいきますと、安全上設置が望ましい状態にあると考えられます。設置された防犯灯は適切な維持・管理を行う必要があります、維持・管理に係る経費は増加傾向にあると認識をしています。特に、設置の必要性が利用者にも分かりやすい防犯灯においては、コスト意識も共有し、最小のコストで最大の効果が発揮できる環境の維持・管理、これが期待をされていると思います。

町で管理しやすい効果的な仕組みづくりを推進すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 安全で効果的な防犯灯の設置を行うためには、周辺環境への十分な配慮と、効率的な場所の選択が重要であります。

また、近年、防犯灯数の増加や、材料費及び電気代の高騰により、設置及び維持・管理費の負担が増えていることから、民間が設置する照明の明かり等の活用も考慮しながら、財政面への配慮をしていくことが必要となります。

例えば、現在、防犯灯を設置するのに要する費用でございますが、電柱に共架する場合は、1基当たり3万1,000円で、ポールを建柱する場合は、1基当たり約35万円、また、維持・管理コストの年間総額は約850万円かかっております。

設置に当たっては、コストに係る情報を分かりやすく御説明した上で、また、町民の安心感を損なわないよう留意し、理解を得て進めていく必要があると考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） すいません、時間が、多分、答弁のほうが少し少なくなってきたので、途中でちょっと質問の仕方を変えたいと思います。

次に、設置場所の最適化について伺います。

防災・減災対策も含め、既設住宅では防犯面も意識されて建て替えられるなど、地域の環境は徐々に変化をしており、門等の設置などで住宅の周辺が明るくなった地域も目にしています。防犯灯が最適な場所に設置されていることを管理すべき環境になっていると考えます。

設置場所の最適化の考えを伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 防犯灯の設置に当たりましては、設置基準に基づき、各行政区から要望のあった箇所を中心に行ってきておりますが、以前設置した場所が人通りがなく、防犯灯の効果がなくなっている場所なども存在していることから、十分、撤去等について精査する必要があるとございます。

逆に、防犯灯の撤去により、暗くなることで犯罪等が発生するおそれもございますので、設置場所の見直しは慎重に行っていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 町内全域が安全・安心な環境と評価されるよう、慎重に検討しながら、全体最適で推進されることを期待します。

少し、答弁の関係で3番目の内容を飛ばします。

四つ目の設問の、カーブミラーのほうに移りたいと思っております、すみません。

既設カーブミラーの設置の最適化についてであります。

カーブミラーの令和6年度新設要望状況、既設カーブミラーの最適化など、カーブミラーの設置数と要望状況について伺います。

お願いします。

○議長（藤江 徹君） 理事者に申し上げます。

答弁時間が残り2分を切りましたので、簡単明瞭にお願いいたします。

建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） カーブミラーの設置数につきましては、11月末で1,200基、それから、新設要望は、件数としては6件でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 既設カーブミラーの最適化の考え方について伺います。

企業ボランティアによるカーブミラー清掃活動を実施した際には、破損の点検をされ、集計を町へ報告されています。既設の樹脂製鏡の多くが白ボケて、見にくくなっています。対象数が多いことから、計画的な、曇らないステンレスの鏡へ更新が望まれています。

巡回で打ち上がる声として、カーブミラーの役割を果たしているか。これは、住宅地の周辺道路整備により、交通量の減少した場所において、生活道路への進入車両が減少したことで必要性が低下したものと考えられます。町民の交通事故リスクを低減するためには、管理された機材が適切な場所に設置されていることが重要と考えます。

先週から最低気温が10度を下回り、ミラーが曇って、安全確認しにくい季節になっています。行政区に対し、カーブミラーの再整理を提案し、住民が安全で、町が機材の管理をしやすい再整備の考えを伺います。いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 企業ボランティア様による清掃活動の中でも御意見いただきましたけれども、今ありましたように、既設のカーブミラーの中には、劣化により鏡面が見づらいよといった声もあります。また、近年では、冬場の早朝にカーブミラーが曇って見えないといった声も多く聞かせていただいているところでございます。

それらを踏まえまして、9月には補正予算も頂きましたが、カーブミラーを新設、更新する際には、曇り止めタイプの仕様のものを使用し、併せて、その現場での必要性もしっかり検証した上で、道路管理者として通行者の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

また、町内、1,200基のカーブミラーの管理につきましては、令和4年度からは

G I Sシステムを導入して管理をしておりますので、今後は、このG I Sシステムを活用して、カーブミラーの更新や、維持・管理を効率的に実施してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） カーブミラーの更新では、統廃合等を含めた最適化に取り組まれるということが理解できました。

これは、町民の安全・安心の向上、こういったことにもつながります。将来を見据えた町政運営を期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境毅君の質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は、12月4日（水）の午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた議員は、議会だよりの原稿を12月17日（火）の午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日はこれで散会とします。

散会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和6年12月3日

議 長

議 員

議 員